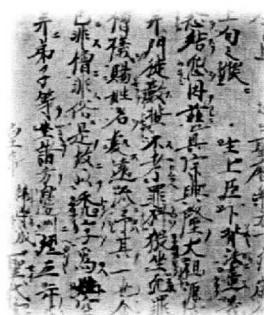


# 靖国問題研究班報告

## 一 内局巡回での問題提起



◆昨年の教化委員会幹事会において、御影堂に掛けられている「見真額」の問題について、靖国問題研究班で資料収集等基礎学習を行つてから學習の場を持つことが確認されて約一年が経過した◆學習の場は現在未定である

が、靖国問題研究班での學習資料宗議会への請願書・教区会での議員提案書の紹介を通して「見真額」の問題について考察し、またこの問題への教団の動向についても紹介してみたい。

### (1) 御遠忌お待ち受け後期の課題と真宗同朋会運動五〇年に向けて

(2) 宗祖御遠忌法要「基本計画書」の説明(御遠忌法要及び記念行事策定の基本方針並びに御遠忌法要儀式の基本理念を中心)

### (3) 御遠忌団体参拝の願い

### (4) 宗祖御遠忌法要「実施計画書」策定に向けた聞き取り

(「高田教区内局巡回」資料)

についての説明が行われた。

説明後の「質疑応答・聞き取り」では、御遠忌法要に向けての私たちの姿勢や取組み方に関する質問や意見が出され、「五〇年前の七〇〇回御遠忌では団参する列車の中で教化伝道が熱く行われていたが、今回はバスの中や宿舎での教化伝道は考えているのか」という発言もあつた。さらには「御遠忌法要をお迎えしようとする私たち一人ひとりに問われているのは五〇年に一度の「惭愧」(さんぎ)ということではないのか」という問いかけもあつた。

この「惭愧」という言葉からは、先の蓮如上人五百回御遠忌法要に向けて平野修(九州大谷短期大学教授)氏が遺された「慚愧の御遠忌」という言葉を憶い起すのであるが、

それは宗祖親鸞聖人がわれわれに教えられる根源的な視座でもある。

この「質疑応答・聞き取り」のなかで「見真額」についての質問が出された。それは「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないのか。このたびの御遠忌法要をお迎えする前に下ろしたらどうか」という内容であった。

「見真額」については以前から問題にされていることであるが、この時の不破参務の応えは「その問題は内局でも協議をしている」ということであつた。また「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であつた」という説明であつた。

しかし、本当に「苦渋の選択であつた」と言えるであろうか。「苦渋の選択」とはどのような「苦渋」であつたのか。その歴史的な経緯ははたしてどうであつたのかということについてはあとで考えたいが、現代に生きるわれわれが、今、「見真額」を下ろすことを決断して下ろすことはできないうことはないであろう。宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌をお迎えする今だからこそ、その決断は大きな意義をもつことなると考えられる。

内局ではいつたいどのような議論が行われているのだろうか。いずれにしても「慚愧」からの議論が願われる。平野修先生が遺されたのは次の言葉である。

この親鸞聖人の御遠忌と、蓮如上人の御遠忌ということについて、私は親鸞聖人の御遠忌については、これは讃嘆の御遠忌である。この方がもしあいでにならなかつたならば、ついに日本人は自分自身ということを知ることがなかつたであろう。そういう点では親鸞聖人の御遠忌を迎えるということについては、これは始めも中も終わりも讃嘆である。

蓮如上人の御遠忌はどう考えるか。蓮如上人の御遠忌を讃嘆の御遠忌として考え方とするから無理がきます。

- 一 内局巡回での問題提起
- 二 教区教化委員会幹事会での意見
- 三 井上銳夫『本願寺』
- 四 鶴見晃「見真大師号と勅額(続)」
- 五 鶴見晃「見真大師号と勅額(統)」
- 六 辻善之助『本願寺論』
- 七 宗議会への請願書
- 八 宗議会議員の視点
- 九 教区会での議員提案書
- 十 教団問題を考える視座(提言の紹介)

大体何処かで軽んじていて讃嘆なんか出来るはずがありません。ですから蓮如上人については讃嘆の御遠忌ではありません。逆です。むしろ親鸞聖人のお心というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、こちら側はすうと見過ごとしてきた。いろんな事情があつたにしる、「親鸞聖人と比べて蓮如は、」ということで、言つてみれば劣つたものとして、ずうつと受けとめてきた。しかし、よくよく尋ねてみれば、それはこちら側がそういうふうにしてきたのでした。蓮如が親鸞から受け継いだもの、それを我々の方が受けとらずに、またいろんな事情から受け取れなかつたために、真宗は蓮如以降、衰退した、と言えようかと思います。

その意味では、蓮如上人に対しても我々は慚愧すべきである。まことにすまないことをしてきたわけです。蓮如が親鸞から受けとめたものを我々の方が受け継がなかつたわけです。

(『慚愧の御遠忌』『御文』五帖目一・五・十  
通聴記』同朋共学研修会 六三・六四頁)

「称仏六字」というは、南無阿弥陀仏の六字をとなうるとなり。「即嘆仏」というは、すなわち南無阿弥陀仏をとなうるは、仏をほめたてまつるになるとなり、また「即懺悔」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち無始よりこのかたの罪業を懺悔するになるともうすなり。「即發願回向」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち安樂淨土に往生せんとおもうになるなり。また一切衆生にこの功德をあたうになるとなり。

(真宗聖典五一〇頁)

すると「讃嘆」と「慚愧」(懺悔)とは別のことではなく、蓮如上人への「慚愧」とは蓮如上人への「讃嘆」のところに開かれてくる世界であり、親鸞聖人への「讃嘆」とは親鸞聖人への「慚愧」が明らかにされてくことに他ならないということになる。

そこで、「親鸞聖人のお心」というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、こちら側はすうと見過ごしてきた」、その意味で蓮如上人に対する「慚愧の御遠忌」であると述べられている。

そして親鸞聖人の御遠忌は「讃嘆の御遠忌」であるといわれ、「」の方ももしおいでになられなかつたならば、ついに日本人は自分自身ということがなかつたであろう」と述べられている。

その「自分自身を知る」ことについては、「我が力で我が身を助け遂ぐることは全く出来ない。そういう自分をここに生きていたということに目覚めさせる」とが「念佛せよ」

という仰せのいわれである。そこに我が身を、「愚禿」といふうに了解出来る我が身との出会いというものがある」(同七七頁)と教えてくださっている。

ところで、親鸞聖人は『尊号真像銘文』(本)に、

「称仏六字」というは、南無阿弥陀仏の六字をとなうるとなり。「即嘆仏」というは、すなわち南無阿弥陀仏をとなうるは、仏をほめたてまつるになるとなり、また「即懺悔」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち無始よりこのかたの罪業を懺悔するになるともうすなり。「即發願回向」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち安樂淨土に往生せんとおもうになるなり。また一切衆生にこの功德をあたうになるとなり。

(教区教化委員会幹事会要録)

という意見が出された。

内局巡回の際提起された大師号について、教化委員会としても学習の場を持つてはどうか。すぐに教化委員会として行うのではなく、靖国問題研究班などで資料収集等基礎学習を行つてから学習の場を持つことにする。本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい。

内局巡回後の一月五日午後一時三十分から高田別院会館図書資料室で「教区教化委員会幹事会」が開催された。その協議案件「(5) その他」のなかで、

「内局巡回」後の二月五日午後一時三十分から高田別院会館図書資料室で「教区教化委員会幹事会」が開催された。その協議案件「(5) その他」のなかで、

重要な問題なので各教化部門でもこのことを課題として考えていただきたいという思いは伝えたが、靖国問題研究班では参考文献や史料の蒐集を呼びかけ、それをもとに基礎学習することにした。学習会は三月から六月までの間に四回開催し、三回は文献と史料を読んでの学習を行い、四回目は靖国問題公開講座の講師であった大東仁氏から講座前の時間を利用し問題提起をしていただいた。

また、「本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい」(前同)に関しては、六月の宗議会に間に合うように請願書を作成し、有志の方々から賛同人になつていただいて請願委員会へ提出することができた。さらに教区会でも議員提案することができた。

教区会での議員提案は多数で採択されたが、宗議会への請願書は、請願(1)が全会一致で、請願(2)が多数で請願委員会を通過して議会の議に付することにはなつたが、本会議では採択されなかつた。これらのことについてはなつたが、

ところで、二〇〇七年に「御流罪八〇〇年—親鸞の道を生きる」をテーマに厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌お待ち受け「越後御流罪八〇〇年法要」を通して、いつた何が私たちに明らかになつたのだろうか。それとも何も明らかにならないまま法要だけが過ぎ去つていったのだろうか。

越後流罪という厳しい法難を生きられた宗祖親鸞聖人の道を生きる一、とはどういうことであるのか。

それは、「この身」「この世」の姿がどこまでも本願念佛の教えに照らし出され、そこにわれわれのさまざまな課題が明らかにされてくることではないだろうか。われわれ一人ひとりの本願念佛の教えとの出合いが問われ、われわれがつくり出している教団の在り方が問われ、われわれが生きる世界が問われているのではないだろうか。

今、流罪を生ききられた親鸞聖人を宗祖とする教団であつたことに立ち帰るとき、そこに見えてくるさまざまな課題の中に、「見真額」の問題もまた見えてくるに違いない。

なお、ここに紹介する基礎学習での参考文献は、

1. いのうえとお  
井上銳夫 「親鸞大師号と収賄事件」  
（『本願寺』講談社学術文庫）

『教化研究』第一三三号・教学

4.  
社會之助  
（教化研究）第一三四号・教學研究所  
本願寺論

『日本佛教史研究』第五卷・岩波書店)

であるが、その基になるのは辻善之助『本願寺論』である。  
赤松俊秀（大谷大学教授）氏は、辻善之助氏について次の

ように記されている。

(辻善之助博士の親鸞聖人の筆跡研究)『親鸞伝絵』『尊

また、宗議会への請願書は

(1) 御影堂から見真額を下げるることを求める請願

(2) 真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資

朱子語類卷之三

の二つであり、教区会での議員提案書は次のものである

三 井上銳夫『本願寺』

「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないか」ということであるが、なぜ問題なのかはもう少しあとで考えてみることにして、「見真大師」という謊号が宣下され、勅額が下賜された歴史的な経緯はどうであつたのだろうか。はたして「明治期の焼失した両堂再建のために苦心の選択であった」ということであるのだろうか。

靖国問題研究班で学習した文献を紹介しながら考えてみたいが、はじめに井上銳夫「親鸞大師号と収賄事件」である。これは『本願寺』（講談社学術文庫）のなかの「第五章 蕃藩体制と真宗教団 2 東西本願寺の分立」に書かれているものである。この本の解説には草野顯之（大谷大学教授）だが、「『本願寺』は井上氏の代表的研究分野とも言える本

願寺・一向一揆研究の端緒となる著作である」(二七〇頁)と紹介されている。

なおこれ以下に紹介する文献本文には読み易くするためルビの追加をしている。

### 親鸞大師号と収賄事件

本願寺は証如のとき九条家の猶子となつたが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的榮進を渴仰してくる。中世では「在家下劣」の門末を抱え、「一向宗」と蔑視された劣等感から、他宗にまさる名譽を求める気持ちはさらに強かつたと思われる。南都北嶺の仏法者が「高位をもてなす名と」することを「末法悪世のかなしみ」としたのは親鸞であったが(愚禿悲歎述懐)、「高位」という名聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさは、この親鸞五百回忌にあたつて露呈されたのであつた。

宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した。しかし東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘した。そこで所司代は幕府と連絡の上、表向き本願寺から願い出せるか、願い出ないようすべいかを朝廷に尋ね、摂政より桃園天皇に伝えたところ、大典侍局が故院・桜町天皇の思し召しに、すべて大師号は容易に勅許してはならぬということを承つてゐるといつたので、本願寺より表向き願い出ないよう所司代に指示が与えられた。そこで所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということで願い出を止めさせ、両寺とも了承した(兼胤卿記)。

この件につき、まもなく公家の間に詐欺収賄が行なわれたことが発覚した。東本願寺がはじめ大師号宣下の運動を起こすと、西本願寺の勝手向(会計)をつとめていた加納権大夫が、京都の書家葛鳥石とはかつて大師号の運動を起こし、本願寺に事情を訊したところ、最初は躊躇したが、ついに一切を告白した。これによると土御門がまず西本願寺に、東本願寺に大師号勅書の下付が近きにあることを告げ、西門跡はあわてて、土御門・中山・園・高辻に依頼し、土御門の注意により中山へ絹縮五反、園・高辻へ千疋酒一樽ずつを贈った。やがて中山は困窮を訴え、二十片(二十両)の合力を頼んできたので、本願寺より贈つたところ中山から土御門宛自筆書状を送り、これは本願寺の手に保存してあるというのである。

中山栄親は金子は借用でもらつたのではなく、本願寺坊官下間宮内卿に大師号宣下と無関係であるという栄親宛書状を書かせたが、門主の直話と書状が動かぬ証拠となり、有罪は確定的であつた。しかし表向きにすれば事態紛糾のおそれもあり、関係者は蟄居・屏居させられて事件は落着した。一方烏石は一向宗の富豪を説いて運動資金約八百両を詐取したといわれる。これについて辻博士は『続談海』から次のような落首を披露しておられる。

(巻)  
ひるの塙かゝるむけんの苦しみは  
金がほしさの佐夜の中山(中山栄親)  
今は何のそのともおもひしに  
此行末は心もとない(園基衡)  
(罪科)  
つみとがの名も高辻に身の果は  
筑紫へゆかにやならぬ家筋(高辻家長)  
内々の首尾は大形よ勘平

こののち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすことのである。所司代の密告により摂政は九条尚実を通じて西本願寺に事情を訊したところ、最初は躊躇したが、ついに回のため大師号運動を起したが、観山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された。多年の歳月と莫大な運動費によつて親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであった。

井上銳夫氏は一九二三年、石川県生まれ。東京大学文学部国史学科卒業。新潟大学教授、金沢大学教授を歴任。専攻は日本中世史。一九七四年没。著書に『一向一揆の研究』『謙信と信玄』『上杉謙信』『新潟県の歴史』『山の民・川の民』などがある(本書著者紹介)。また本書は、一九六二年至文堂より刊行された『本願寺』の増補版(一九六六年刊)を底本とされている。

さて、この文章の二段目に、「宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した」とある。

そうすると、「内局巡回」で参務が言われた「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」という発言は問題になるであろう。問題になるのは「苦渋の選択」という表現である。この表現を敢えて使用しているのかも知れないが、「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」のではなく、「一八七六(明治九)年に「見真」の大師号が下賜された時を越ること一二二年前から大師号を「渴仰」していたのである。

奔走シ（『嚴如上人逸事記』）た、ということであり、その結果、「特別ノ叡慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ天恩ノ程深ク御感佩ナサレ 弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事ニ候」（『配紙』）と、「重々御満悦」するまで渴仰は続いていたことになる。

なぜ「苦渋の選択」という表現が問題なのかというと、「苦渋の選択」と表現されるその「苦渋」とはどのような「苦渋」なのかということである。つまり「（両堂再建のためにも）謚号を渴仰しているのに手に入らないという苦渋」であるのか、それとも「謚号を渴仰などしていながら、両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」なのか、ということである。

この場合に後者の「謚号を渴仰などしていないが、（両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」をしたということは当てはまらない。なぜなら、その一二二年も前から謚号を渴仰しているからである。

そうすると、その「苦渋」とは前者の「（両堂再建のためにも）謚号を渴仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。ここに歴史的な経緯を入れてみるとより解り易いであろう。「（一二二年も前から謚号を渴仰して、それが叶わず、両堂が消失した今、その両堂再建のためにも）謚号を渴仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。このことが問題になるのである。

つまり、両堂再建云々ということ以前に「謚号を渴仰している」ことが問題になるのである。このことが問題にならないのであれば、建物が残るだけで教団の存在意義は消えてしまうのではないだろうか。

明治期の両堂再建のための「朝恩」「天恩」という名目を与えられたというような教団の世俗権威への「すり寄り」論や、明治政府の仏教教団に対する「とり込み工作」論と

奔走シ（『嚴如上人逸事記』）た、ということであり、その結果、「特別ノ叡慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ天恩ノ程深ク御感佩ナサレ 弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事ニ候」（『配紙』）と、「重々御満悦」するまで渴仰

いう問題の以前に、教団は謚号を「渴仰」し続けていたといふことである。

それが「本願寺は証如のとき九条家の猶子となつたが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的榮進を渴仰してくれる」ということである。

それを「苦渋の選択」と表現されると、後者の「謚号を渴仰などしていながら、（両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」と錯覚して考えてしまうことになる。

しかし簡単に言うと、「謚号は（昔から）ほしい。両堂再建は（今すぐ）したい」ということになる。

歴史的な経緯は、一回目が「東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘し」、「所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということで願い出を止めさせ、両寺とも了承した」（兼胤卿記）ということ。

その後の二回目が「こののち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすこととしたが、所司代は「御所表」のさしつかえを理由に却下した」。

さらに三回目が「ついで文化五年（一八〇八）、来たる文化八年の五百五十回忌のため大師号運動を起こしたが、叡山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された」ということである。

#### 四 鶴見晃「見真大師号と勅額」

次に鶴見晃（『見真大師号と勅額』）である。これは教学研究所で編集され宗務所から発行されている『教化研究』の第一三三号に掲載されたものである。そのなかの「質問箱」に書かれているもので、見真大師号と勅額に関する歴史的な経緯が整理されている。

なお鶴見晃氏は教学研究所の所員である。

今回の質問箱は、見真大師号と勅額に関して、資料を紹介しつつ、その歴史的経緯に触ることにします。

周知のように、「見真大師」とは一八七六年（明治九）一月二八日、宗祖に贈られた謚号であり、「見真」は『大經下巻「慧眼真を見て能く彼岸に度す」（聖典五四貢）に拠るといわれている。

井上銳夫『本願寺』からは「見真大師号」の歴史的な経緯をよく教えられるのであるが、問題はそれで終わらないであろう。大事なことは、井上銳夫氏が「高位」という名

聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさは、この親鸞五百回忌にあたって露呈されたのであつた」と厳しく批判されていることである。この厳しい批判に対するわれわれの「慚愧」はあつたのだろうか。

御影堂に「見真額」が掛けられてある限り、教団における「慚愧」は今もつてなされてはいないことの証を内外に示し続けることになるであろう。

「見真額」の問題は、「明治期の焼失した両堂再建のためにも、宗祖親鸞聖人の教えから厳しく問われる」というような表現では決して解決されることのない、宗祖親鸞聖人の教えから厳しく問われている本質的な課題である。

真宗総合研究所<sup>(2)</sup>には、次のように記録されている。

十一月廿日 法主殿 御召ニ付御東上。長円立隨行。  
十一月廿八日 祖師聖人 大師号御宣下。

法主殿、西派大教正殿ト同事御召ニ付太政官<sup>〔れあり〕</sup>へ出頭  
ノ處、祖師聖人へ別紙ノ通り大師号御宣下有之。誠  
ニ未曾有ノ慶事ナリ。

東本願寺住職 大谷 光勝

本願寺住職 大谷 光尊

専修寺住職 常磐井堯熙

興正寺住職 花園 滝谷

佛光寺住職 木辺 賢慈

今般特旨ヲ以テ其ノ教祖親鸞へ大師号宣下被仰出

候事。

明治九年十一月廿八日

太政官

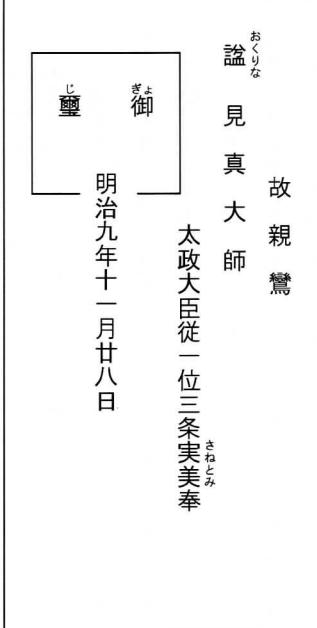
宣旨写

故親鸞

見真大師

太政大臣從一位三条実美奉  
〔さねどみ〕

明治九年十一月廿八日



(傍線筆者・『御一代記』II・一九四~一九五頁)

そして『配紙』には翌日付で、

昨二十八日正午十二時

祖師聖人江大師号

宣下相成候旨東京ヨリ電報有之候條不取敢此段相達候

事

(『配紙』・「宗報」等機関誌復刻版1・一八二頁)

と発表されている。

そもそも宗門にとつて大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であった。『嚴如上人逸事錄』(『真宗史料集成』第七巻所収)によれば、一八六一年(万延一)改元して文久(元)にも宗祖六〇〇回忌に際し、嚴如上人が朝廷・幕府に對し「謚号ヲ得ン事ニ奔走シ」(四八四頁)している。

しかし、謚号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進める新政府と必ずしもよい関係ではなかった。そのような時局にあって、念願であった謚号追贈の決定であつただけに、嚴如上人、

そして真宗教団にとつて「未曾有の慶事」であつたのである。東本願寺では、宣旨奉迎式及び法要を翌月ただちに行い、翌一八七七年(明治一〇)四月には、勅使を迎えての謚号会を七日間にわたって執行するなど、天皇・政府のこの決定を盛大に祝賀した。そして、一八七八年(明治一一)には、

一般寺院への謚号染筆が許可されたが、当時の執事・篠原順明名で末寺に宛てられた謚号染筆許可の達書には、

明治十二年十月五日

別紙写 東本願寺

勅額見真

右思召ヲ以下賜候事

明治十二年九月廿九日 宮内省

(『配紙』・復刻版2・一二七頁)

勅額は、一〇月三日篠原順明が東京より奉じて持ち帰り、一一月三〇日下賜を記念する奉告法要が執行された。

この勅額下賜を境に、東本願寺では、滞っていた両堂再建が進みだした。勅額の内示を受けた嚴如上人は、一八

七九年(明治一二)五月一一日、

と謚号染筆が奨励されており、その際には「天恩」が祖徳と共に強調されていった(礼金は、三ツ狭間大形が一〇〇円、同二番形が七五円、同三番形が五〇円であった)。

そして謚号宣下から三年、一八七九年(明治一二)五月の内示の後、九月二九日、「見真」の勅額が下賜された。

明治九年十一月廿九日 大講義様塚不着

(『配紙』・「宗報」等機関誌復刻版1・一八二頁)

(『配紙』・復刻版1・五八二頁)

本廟再建ノ儀ハ去ル慶応年間 先帝ヨリ 編旨ヲ賜

シ本意ナカラ延引イタセシコト(中略)去ル九日特別

ノ覲慮ヲ以テ 勅額ヲ下シ賜ハル御沙汰ヲ蒙リ実ニ

1804(文化元)	4・	東本願寺、親鸞の大師号宣下を請う(栗津日記)
	5・7	親鸞の大師号は老中で取扱えない旨、勧修寺家から東本願寺に通達(栗津日記)
1808(文化5)	6・	(西本願寺・専修寺・仏光寺、親鸞の大師号宣下を請う)
1809(文化6)	12・26	京都所司代より、親鸞の大師号内願は困難の旨の幕府の意を東本願寺に通達する(栗津日記)
1811(文化8)	6・	東本願寺、親鸞の大師号宣下について、再び近衛家・所司代酒井氏らに斡旋を依頼する(栗津日記)
1876(明治9)	11・28	宗祖に「見眞」の大師号贈られる(配紙)
	12・21	諡号の宣旨報告式ならびに法要勤める(配紙)
1878(明治11)	9・5	末寺安置の宗祖御影へ諡号染筆が許可される(配紙)
	9・14	諡号御影の礼金を定める(配紙)
1879(明治12)	9・29	両堂再建発願に伴い、「見眞」の勅額が下賜される(配紙) (同日、西本願寺に勅額下賜される)
	10・8	勅額拝受につき、広間にて慶祝御礼がある(配紙)
	11・30	勅額奉告式(配紙)
1880(明治13)	4・12	(仏光寺に勅額下賜される)
	4・18	(高田専修寺、勅額奉告式を行う)
1881(明治14)	2・	(興正寺本常、勅額披露の消息を下す)
	4・4	慧燈大師号宣下につき、寝殿にて親諭ある(配紙)
1882(明治15)	3・22	蓮如へ大師号「慧燈」が宣下されるとともに、山科の蓮如墳墓の地が東西本願寺へ下賜される(配紙)
	5・10	慧燈大師諡号宣旨の両山交替保管を決める(嚴記)
1884(明治17)	4・18	慧燈大師諡号供養会(～22日)(配紙)
1981(昭和56)	6・11	新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行(真宗)見眞大師号及び大師堂の名称を使用せず
1984(昭和59)	4・1	東西本願寺、「宣旨の奉送迎」をこの年から中止
2001(平成13)	7・1	授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見眞大師」「慧燈大師」「圓光大師」の名称使用を取りやめる(真宗)

朝恩ノ辱ケナキヲ畏リ存スレハカタク以テ今日更ニ両堂再建ノ儀ヲ發スルアヒタ門葉ノトモカラ其意ヲ体シイヨク外ニハ王法ヲ守リ内ニハ他力ノ信心ヲ決定シテ 仏恩報謝ノ懇念ヨリ取持ノ程深ク相頼事。

(『配紙』・復刻版2・六二頁)

豈科ンヤ宛モコノ法要ノ時ニアタリ特別ノ観慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ 勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ 天恩ノ程深ク御感佩ナサレ 弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事

二候

(『配紙』・復刻版2・六一頁)

と「再建ノ時節到来」がうたわれた。このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」「天恩」という大きな名目を与えたのであつた。

この発示を受け、五月

一七日には両堂再建事務

局が設置され、五月二七

日には再建についての心

得が達せられた。そして

勅額下賜の直後に移転・

落成した総会所では、早

速、毎月二七日に学師に

よる再建旨趣演説がなさ

れた。当然各地でも同様

に演説されたことであろ

う。こうして宗門は再建

に向け急速に動き出した

のであつた。

以上のように、大師号と勅額の下賜は、維新後の廢仏毀釈や大教院問題という難局の中についた教団が、両堂再建という一大事業を進めていくにあたって、重要な契機と

なったと同時に、その後、宗門が朝命遵奉を強化していく歴史を考える上でも重要な出来事であつたといえる。

この文章のなかには「念願」と表現されているところが二箇所ある。「そもそも宗門にとつて大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であった」—これは「一七五四年(宝曆四)に宣下を請うて以来」である—また、「しかし、諡号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進め

(1) 死後、生前の功績をたたえてつける称号。

(2) 全一一冊、大谷大学図書館蔵。蓮如上人時代の一八四六年(弘化三)正月から一八八二年(明治一五)一二月に至るまでの宗門の動向を、諸史料によつて記した記録と附録からなる。松本專成の翻刻により『教化研究』二五九八八号まで断続的に掲載された『嚴如上人御事蹟記』(教学研究所蔵)はその異本。

(3) 天皇が詔勅を下すこと。

(4) 天皇の詔をかいた文書。ちなみに、一八八一年

(明治一四)には蓮如上人に「慧燈大師」の諡号が追贈され、同時に山科の蓮如墳墓の地が下賜された。宣

旨は、東西本願寺で交互に保管するよう命じられ、保管交替にあたつては、勅使門から宣旨を送迎する

「宣旨の奉送迎の儀」が行われた。式は一九八三年(昭和五八)まで行われ、現在宣旨は西本願寺に保管さ

れている。

(5) 天皇が書いた額。

(6) 天皇の言葉、詔。

(『教化研究』第一三三号一六九一七四頁)

る新政府と必ずしもよい関係ではなかつた。そのような時局にあつて、念願であつた謚号追贈の決定であつた」と書かれている。

しかし、これは「念願」という表現よりは、先の井上鏡夫『本願寺』から学んで解るように、「渴仰」<sup>かとう</sup>という表現の方が相応しいであろう。

また、「誠ニ未曾有ノ慶事ナリ」（『嚴如上人御一代記』）と傍線を引いてその説明が書かれているが、渴仰していたものが手に入りその思いが満たされれば慶ぶであろうが、問題はその事柄が現在においてどのような課題となつているのかである。そのことについての言及はない。

同じように、「嚴如上人は先帝からの綸旨、そして内示があつた勅額を挙げて「朝恩」を述べ、再建への協力を要請し、「このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」「天恩」という大きな名目を与えたのであつた」、それが「その後、宗門<sup>ちゆうもん</sup>が朝命遵奉<sup>ちゆうめいしゆほう</sup>を強化していつた歴史を考える上で最も重要な出来事であつたといえる」と書かれているが、それでは「見真額」が、その後の宗門が朝命遵奉を強化していつた歴史を考える上でどのような意味をもつことになつたのであろうか。そのことについての言及もここには見られない。

ところで、ここに紹介されている年表からも「見真額」がなぜ問題であるのかを考えてみたい。年表の一九八一（昭和五六）年六月一一日には、

新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行(真宗)見真大師号及び大師堂の名称を使用せず。

と示されている。すなわち、新宗憲では「見真大師号」及び「大師堂」の名称は使用しないことを決断したことになる。ここに「見真額」が問題になることの大きな理由の一

をお迎えする前に下ろしたらどうか」という意見が出されることになる。それはこの新宗憲にもその根拠を持つことになる。

授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見真大師」「慧燈大師」、「圓光大師」の名称使用を取りやめる(真宗)。

# 本山報告

○本山選令  
正議 第四十五回 番號第十號 首任上人二十五年法要制限中  
日中華會ノ次迄ノ一項ヲ取ス  
一日中  
午前第八時鐘  
第一二二條  
ノ四種トス  
一、入學試業  
ヲ判スル  
二、臨時試業

○告達第三號  
御影堂ノ自今大師堂ト稱ス  
明治廿二年四月十六日  
稟 命 段執事 湿美契錄

○教學部訓令第三號  
明治二十一年二月二十一日達第一號大學規則第三章第五款  
左ノ通改正ス  
明治二十二年四月五日

大學規則  
教學部長 涙美契  
因左各名  
一、某學科

### 第三章 專門科規程

#### 第五款 專門本(別)科試業及等級進退

---

第四拾六號 明治二十二年四月二十日

嘔号の「見真大師」問題も課題となり、「見真大師号」

「大師堂門」の名称の使用を止め、さらに授与するものその名称の使用も取り止め、その方向性をもつこととしたといえよう。しかしながら、勅額の「見真額」は、仰影堂に掛けられた状態である。

この勅額の「見真額」の問題を克服することは、今  
示祖親鸞聖人七五〇回御遠忌法要に願われた、真宗門徒  
こうての大重要な使命の一つではないだろうか。

五 鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」

つづいて鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」である。これは『教化研究』第一三四号「質問箱」に掲載されたものである。

前回、見真大師号と勅額について、簡単にその経過に触れたわけであるが、今回は、江戸期における祖師大師号願いについて記しておくことにしたい。

前回この欄で掲載した年表では、江戸期における大師号願いは、一八〇四(文化元)年四月、東本願寺が宣下を請ったのが最初となっていた。これは一八一一年に勤まつた親鸞五五〇回忌を意識したことであつたが、実は、これを遡ること約五十年、親鸞五〇〇回忌の際にも、東西本願寺から願いが出されていた。今回は、この経過に触れるにしたい。

この経過については、当時武家伝奏の要職にあつた准大臣広橋兼胤(一七一五～一七八一)という人物の日記に詳しく記されている。

日記によれば、一七五四(宝暦四年五月二十七日、兼胤そしてもう一人の武家伝奏と、京都所司代酒井讚岐守忠用とで、東西本願寺から大師号の願いがあつたことについて内談している。所司代の話では、(日時は記されていず不明だが)西本願寺から親鸞五〇〇回忌につき大師号を願いたいと話があつた、西本願寺は、東本願寺も同じように願い出しているとの風聞があり、東にだけ勅許があれば「一寺の瑕瑾(かきん)、西門徒共、甚だ騒動し違乱に及ぶべく候、双方共へ、勅許これ有り候えば格別の儀」であるということで願い出た、ということである。前後して同様に東本願寺からも内談があり、それによれば、東本願寺は、まず江戸の寺社奉行へ内談したが、京都の朝廷に関係することであるから京都所司代に願い出るよう指図された、という。これに対し所司代は、双方へ、勅許は容易ならざることであるから、追つて返答するとひとまず答え、武家伝奏に相談したのである。実は、兼胤等にも、西本願寺から内談の書付が差し出されおり、未だ返答をしていなかつた。所司代にそう答えて、

なお考へて、追つてまた話そうということになつた、といふことである。親鸞五〇〇回忌は、一七六一(宝暦二)年に勤まつたが、この日記によれば、その七年前から運動を始めたのである。

この東西本願寺の大師号勅許の願い出に対し、兼胤らは、同日摂政一条道香と相談しようとしましたが、摂政所労のため書付を見てもうことに止め、翌月一四日摂政参内の折にこのことを申し入れている。その後、摂政がこのことを思惟している間、七月に入つて、仏光寺からも大師号勅許の願いが出されたが、その願い先がどこであるかは不明であると記されている。

そして、七月二〇日になつて、兼胤は摂政に呼ばれ、次のように命じられたといふ。すなわち、先日内々に話があつた東西本願寺の大師号願いのことは、関東の幕府へも伺い、朝廷に表向きに願い出なければ、許否は定めがたい。また勅書を数通、願い出た寺々にそれぞれ下すことはできない。一通に限る。このことを踏まえ、取り計らうよう、所司代に申し達せよ、と。

これに対して、八月一日には、所司代が、表向きに朝廷に願い出るよう、東西本願寺に取り計らうか、もしくは、勅書の問題があることから、表向きに願い出ないよう取り計らうか、摂政殿の御意向はいかがであるか、と兼胤に尋ねてきた。八月三日、摂政にそのことを伝えたところ、摂政からは、次のように返答があつた。それによれば、大師

司代に申し達せよ、とのことであった。そして、翌四日に、所司代にそれを伝えたという。

その後、所司代、伝奏、幕府老中、摂政との間でやりとりがあり、九月、大師号を願い出ても勅許は難しいとの判断で話がまとまる。もし表向きに願い出で結局、不勅許になれば「寺格も劣る様にも見られ、それこそ「一寺の瑕瑾」となるだろう。差し控え然るべしとの幕府の意向もあり、近日中に両本願寺にその旨を伝えるということになった。そして、九月二八日夜、所司代より、東西本願寺がそれに承知したことが兼胤の元に伝えられたのである。一応、この一件はこれで落着したのであるが、ことは別な展開を見せる。

十月になり、所司代から摂政へ、先の大師号の一件で、鳥石(宮本注・鳥石)と申す者が妄言を以て西本願寺を惑わし詐欺をはたらいた疑いがあつて取調べをしたいが、公家の中にも関係したものがある、と伝えられたのである。妄言とは、東本願寺が関東に大師号を願い出て、順調に事が進んでもなく大師号が勅許されるというもので、西本願寺をあわてさせ、公家へ贈り物を出させたのであった。その後、一月十九日、公家の中山榮親・園基衡・高辻家永・土御門泰邦らが蟄居を仰せつけられたのである。

その後、一七五八(宝暦八)年にも、東西両本願寺より、大師号勅許の願いが幕府に出されたが、先の事件の影響からか、このときも許されることはないなかつた。そして、それから約五十年経つた一八〇四(文化元)年、東本願寺は、親鸞五〇〇回忌を控えて大師号勅許を請い、一八〇八(文化五)年には、西本願寺・専修寺・仏光寺が勅許を請うたが、天台宗より他の大師の威光が薄れるとして反対があり、許されなかつた。一八六一(万延二)改元して文久元年にも、前回記したように、宗祖六〇〇回忌に際し、嚴如上人が大師号のために「奔走」したのであった。

以上のように、宗祖への大師号勅許は、江戸中頃からたびたび幕府、朝廷へ願いが出されており、宗名問題と併せて、真宗教団の悲願というべき事柄であった。しかし、結局、明治になるまで大師号が勅許されたことはなかつたが、このような教団からのねばり強い運動のせいであろうか、また大教院分離問題など明治当時の状況からであるうか、明治新政府になつて大師号が勅許されたのは、宗祖に対しが最初であつた。<sup>(4)</sup>

しかし、なぜこのように執拗に繰り返し願いが出されたのかといえば、そこには無論、宗祖への純粹な崇敬の念はある。しかし、天台宗からた反対の理由、あるいは一向宗という宗名にみるよう、中世からの経済的な繁栄にも関わらず、そうした見方がなされることに対する、当時の教団の人々の思いがそこにあつたことは確かであろう。その意味で、天皇による大師号勅許は教団の榮達というような意味があつたのであろうと思われる。それは、天皇という伝統的権威、幕府という世俗的権威を、自らの、そして教団の支えとしていたということを表していよう。前回触れたような明治以後の眞俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えると、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代国家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なるのか。江戸・明治といったそれぞれ特異な時期の問題としてではなく、江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると考えていく必要があると思われる。

## 注

(1) 武家の奏請を天皇・上皇に取り次ぐ公家の要職。勅使として下向するなど、摂関・大臣に次ぐ重職とされ、納言・参議の中から選んで補した。定員二人で両伝奏ともいう。

(2) 兼胤が武家伝奏のときの日記は『公武御用日記四五』として『大日本近世史料』(東京大学史料編纂所、一九九七・一九九九年)に収録されている。この大師号一件については、詳しくは、辻善之助『本願寺論』(『日本佛教史研究』第五巻所収、岩波書店、一九八四年)参照。

(3) 織田・豊臣政権、江戸幕府が京都に設けた出先機関の長官。老中に次ぐ重職で、江戸幕府の西国支配の中心的役割をはたす重要な職制であった。

(4) 八六八(貞観八)年、最澄と円仁(ともに天台宗)に大師号が贈られてから明治になるまでに、円珍・大海(以上天台宗)、空海・実慧・真雅・益信・聖宝・覺鑑(以上真言宗)、源空(浄土宗)、良忍(融通念佛宗)ら計一二人に贈られていたが、明治九年、親鸞に贈られて以後、道元(曹洞宗、明治一二)、蓮如(真宗、明治一五)、真盛(天台宗、明治一六)、俊彷(律宗、明治一六)、関山慧玄(臨濟宗、明治四一)、瑩山紹瑾(曹洞宗、明治四二)、隱元隆琦(黄檗宗、大正六)、日蓮(日蓮宗、大正一一)、授翁宗弼(臨濟宗、昭和三)、無文元選(臨濟宗、昭和一三)、一遍(時宗、昭和一五)ら一人に大師号が贈られた。

〔教化研究〕第一三四号一六一~一六五頁)

俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えるとき、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代國家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なるのか。江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると思われる」と記されているのであるが、その歴史が今現在を生きる自らにおいてどのような課題としてあるのか。

字数の制限や事情があるので知れないが、そこに言及されていないのが残念である。

東本願寺との交流もあつた歴史学者の阿部謹也(前一橋大学学長)氏は、歴史を学ぶことについて次のように指摘されている。

念仏を広めるためにこれらの武家たちに頼つてはいけないと厳しく諭しているのである。若いときから晩年に至るまで親鸞は国家や支配者達とは絶縁して布教に努めてきた。その姿勢は少しも変わっていない。

歴史という人は天皇の歴史や貴族層の歴史あるいは庶民の歴史などを考えるであろう。中国にはそのような例があるから、日本でもそれらに倣つて歴史を書こうとした人々もいた。しかし親鸞にはそのような歴史を書く意思は全くなかった。彼が見ていたのは庶民の生活の苦しさであり、その庶民が救われる可能性である。そこには先に紹介した井上銳夫『本願寺』とほぼ同じ記事となつていて、それはどちらも次に紹介する辻善之助『本願寺論』を基にしているからであろう。

しかし違ひもあるといえる。それは井上銳夫『本願寺』には厳密な実証とともに厳しい批判的視点があるということである。

この文章の終わりには、「前回触れたような明治以後の真宗大谷派高田教区 <流罪からの出発ー私はどこで生きているのかー>」の題名が記載されている。

歴史を単に時間の流れと見なすような安易な歴史観に親鸞は痛烈な一撃を加えているのである。いうまでもなく歴史は時間の流れの中にあるが、その中でどのように人が生きているのか、それを観察する人が自らはどう生きるべきかを問う姿勢の中に歴史を書く理由がある。特に権力者達に対してもどのような対応をすべきかという点に歴史の根源があるというべきであろう。親鸞の立場は「世間虚偽唯仏是真」であった(『上宮聖徳法王帝説』花山信勝・家永三郎校訳、岩波文庫、八二ページ)。この一文の意味は明らかである。正法、像法、末法のすべての時代を一点で生きようとする親鸞の姿勢は歴史を学ぶ者に重要なことを教えていた。歴史は単に時間の流れではないということを教えていたといつてもよいであろう。

歴史の中でいかに生きるかを問い合わせているのである。

(『日本人の歴史意識—「世間」という視角から—』  
岩波新書 七三～七四頁)

ここには、「歴史を単に時間の流れと見なすような安易な歴史観に親鸞は痛烈な一撃を加えているのである」と述べられている。そして「いまでもなく歴史は時間の流れの中にあるが、その中でどのように人が生きているのか、それを観察する人が自らはどう生きるべきかを問う姿勢の中に歴史を書く理由がある」、「親鸞の姿勢は歴史を学ぶ者に重要なことを教えていた。歴史は単に時間の流れではないということを教えていたといつてもよいであろう。歴史の中でいかに生きるかを問い合わせているのである」。

残念なことに二〇〇六年に急逝されたが、阿部謹也氏の出遇われた親鸞聖人に学ぶことは大きい。

## 六 辻善之助「本願寺論」

次に辻善之助『本願寺論』である。これは『日本佛教史研究』第五卷「日本佛教史論集上」(岩波書店)のなかの「九本願寺論 第一〇本願寺の罪過 其一貴族化」の後半部分である。「其一貴族化」の他に「其一一向一揆」、「其二仏教の形式化」がある。

辻善之助氏については、赤松俊秀『親鸞』の一文を紹介したが、辞書には次のように記されている。

明治～昭和時代の日本史学者。明治10(1877)4・15～昭和30(1955)10・13圓善之助固兵庫姫路園1899年東京帝国大学文科大学園日本佛教史を専攻し、1902年史料編纂掛に入り、05年史料編纂官。11年文科大学助教授に就任、19年「日本佛教史の研究」で学士院賞。20年史料編纂掛事務主任、23年教授。29年には史料編纂掛と改称され初代所長に就任した。32年帝國學士院会員。38年に定年退官、東大名譽教授、のち立正大学、上智大学教授を歴任した。

実証的な研究により、「親鸞聖人筆跡の研究」を著わすなど、真宗史の分野でも多大な成果を残した。52年に文化功労者、文化勲章、53年朝日文化賞。また文化財保護にも尽力、文化財専門審議会会長を務めた。園日本仏教史10巻、日本佛教史の研究、日本文化史7巻、明治維新神仏分離史料(共編)、大乗院寺社雜事記など

(『真宗人名辞典』法藏館二三五頁)

江戸時代に入りては、本願寺は全く貴族となりました。親鸞の大師号問題の如きも、本願寺の貴族化を示すべき一事例である。親鸞に大師号は贅疣である。之を欲しがるのは、貴族的に飾りをつけやうといふ考から出た事である。宝暦四年、東西本願寺より、近く開祖親鸞の五百回忌に相

当するを以て、大師号を贈られんことを朝廷に請ひ、廷議之一は、その五百回忌に相当せるを以て、本願寺に於ては、夙くその準備にかゝつたものと見える。宝暦四年五月の末頃、西本願寺より、武家伝奏広橋兼胤への内談に、親鸞五百回忌について、大師号の事を願ひたし、承る所によれば、東本願寺よりも既に願出でたる由の風聞がある、若し東へばかり勅許になつては、一門の瑕瑾ともなり、門徒等の騒ぎともなるべきにより、双方へ勅許になれば、格別なれども、然らずは事面倒なる故、宜しく願ふといふことであつた。これと前後して、東本願寺よりも同様に、贈大師号の事を内談に及び、東本願寺は徳川氏の取立てたる寺なるを以て、先づ関東の寺社奉行に願うた処、これは京都朝廷に関する事なれば、所司代へ願ひ出でゝ然るべしと、寺社奉行よりの指図なる由をのべ、且両本願寺より、別々の願は為し得ることなりや、一人の祖師大師号を両方へ勅許といふこと、容易ならざる事なるべきかと存ぜらるゝにより、内談に及ぶとのことであつた。兩武家伝奏は、是は容易ならざる儀なれば、尚相考へ、所司代とも相談の上挨拶すべしと答へた。

この後、伝奏と所司代との談合あり、伝奏より攝政一条道香へ伺った結果、所司代より幕府へ同済の上、表向朝廷へ願出たる上ならでは、許否定め難し、然しながら、各々の寺へ、別々に大師号勅許を一通づゝ下さるゝことは相成らず、一通に限ることなれば、その点に難渋あるべし、この事を含みたる上にて、取計ふべき様、命を所司代に伝へしめた。所司代はこの旨を幕府に通じ、尋でまた所司代より幕府の旨を受けて、更にこの事は、表向朝廷へ願ひ出づ

べき様に計ふべきや、又は勅書に難渋あるにより、表向願出でざる様に計ふべきやと尋ねて来た。この間に於て、摂政は、この事を桃園天皇に申上げた処、大典侍局の言として、故院の思召に(靈元法皇か)(宮本注・桜町天皇)すべて大師号は容易に勅許なるべからざる由承り居るといふことであった。このことは、一条道香も曾て知らざることであるが、かやうの御思召なりしとせば、本願寺よりは、表向願出るとも許さるべきことで無いから、表向へ出されると、所司代に於て取計ふべき旨を達し、勅書難渋の理由を申遣すべしと命じた。よりて、所司代は幕府へ伺済の上、両本願寺に対して、親鸞大師号の儀は、願の通にすれば宜きも、若し成らざるときは、瑕瑾にもなるべきにより、兎に角此度の願出ること止めるが然るべしとの意を以て、申渡し、両寺とも承知して、一先づ事は落着した。時に九月二十七日であつた。(兼胤公記)

これで、事は表向き一段落を告げたのであつたが、後に至つて、公卿衆達の中、この事に關して、詐偽収賄の事發覚し、事件が頗る糾合した。その發覚の端緒は、十月の初頃、所司代より摂政へ密々の知らせに、葛鳥石(宮本注・鳥石)といへるもの、先達ての大師号一件について、詐欺の嫌疑あり、糾問しやうと思ふが、公家衆の中に之に關聯したものがある、厳しく御叱ありたしとて、其事情を報じて來た。それによれば、初め大師号の願は東本願寺の發起で、近衛家へ内々頼んだけれども、取持を断られ、其外一兩家へ頼んだけれども、そのまゝになつて居た。西本願寺に於ては、この事を聞こんで運動を起した。時に本願寺の運動を起し、當時京都に居つた書家葛鳥石(宮本注・鳥石)と計りて、陰陽頭土御門泰邦へ頼み、それより園基衡、

高辻家長に計りて、朝廷の方へ運動したといふことであつた。摂政は、この報を得て、即ち広橋兼胤等の両伝奏に命じ、九条内大臣尚実を経て、西本願寺にその事情を糾さしめた。本願寺にては、門跡の發言により、他人に難儀になつては氣の毒であるからとて、躊躇したのであるが、遂に事の顛末を告白した。それによれば、五月下旬の頃、土御門泰邦が来て、内密に申すやうは、大師号の事、東本願寺より関東幕府へ願ひ、首尾調うて、近々朝廷へ願出づべく、その勅書を認むる仁さへも定まつたといふことを、中山前大納言栄親より聞いた。尚、園基衡、高辻家長にも尋ねたが、事実である。よつてこの事を報すといふことであつた。門跡は之を聞いて、大に驚き、早速表向武家伝奏へ聞合せると共に、一方にはこの事の世話を、土御門に頼んだ処、中山、園、高辻へも頼むが宜しかるべきことであつたから、土御門を経て頼んだ処、早速領承せられた。よりて土御門の注意により、中山へ絹縮五反、園、高辻へ千疋酒一樽づゝを贈つた。この後、土御門は屢々来て、大師号の事の情報を齎した。七月より前に、中山は、土御門を以て甚く困窮につき、二十片(二十両か)合力を頼みに來た。即ち之を贈つた処、中山より土御門へ、自筆の書状を送つて來た。その状は、本願寺にある。以上が本願寺の口供並書状の大旨である。これより、中山栄親等の取調となり、栄親は之を否認し、金子は借請けたので、合力に申受けたのでは無いといひ、一方には、本願寺へ談じ、本願寺坊官下間宮内卿より栄親に宛てゝ、大師号宣下の沙汰等は、決して之れ無きこと勿論の義なりといへる書状を認めしめて、頻りに弁疏につとめた。然しながら、門跡の直話と、その書状が動かすべからざる証拠であるから、栄親等の罪跡は顯然たるものあれども、表向吟味となつては、事件紛糾するを以て、摂政の計ひとして、中山、園、高辻、土御門は蟄居仰付けられ、栄親の子愛親、家長の子胤長は、自ら所

勞と称して屏居せしめられ、事落着した。(八槐記・兼胤公記)時に十一月十九日であつた。当時の風聞を録せる當時珍説秘要録によれば、鳥石(宮本注・鳥石)は大師号宣下の運動を起すについて、京都の富豪で、一向宗の信者であつた桑名屋三郎右衛門に説いて、親鸞大師号の運動の為めに、公衆に贈賄の為めと称し、多くの金銀を詐取し、尚其他の富家同行までも説きて出金せしめ、その額八百両に及んだといふ。その仲間として、中山、土御門以下を語ひ、宣下近きにありと称して、本願寺井町人等を欺いたのであつたが、その事露頭して、遂に所司代の耳に入つたのである。之について、落首が出た。

中山大納言栄親を  
ひるに塩かゝるむけんの苦みは  
金かほしさの佐夜の中山  
園大納言基衡を  
今迄は何のそのともおもひしに  
此行末は心もとない  
高辻三位家長を  
つみとかの名も高辻に身の果は  
土御門三位泰邦を  
筑紫へゆかにやならぬ家筋  
内々の首尾は大形よ勘平  
とつこいやらぬ安部の泰邦  
本願寺を  
騙蠟か大しの願すゝめられ  
叶わぬ上は一しんらん  
肉食で大師なひとてねかへとも  
一向ならぬ事もしんらん  
葛鳥石(宮本注・鳥石)は有名なる書家である。近世叢書、諸家人物志等によれば、少き時遊蕩に耽り、後稍修まり、

細井広沢に学び、後更に欧阳詞を祖として一家を為した。諸顯門に伺候し、富家に出入し、朝鮮人来朝の節、堀田相模守の返簡を草したことがある。書を摸すること甚巧であつて、嘗て古帖を偽作して、広沢に示した。広沢は以て眞物とした。鳥石（宮本注・鳥石）告ぐるに実を以てした。広沢意平かならず、遂に隙をなすといふ。苟にも偽作をなすを以て見れば、その品性は陋劣なるものであつたらしい。

この一件の後、五年正月十四日、中山愛親、高辻胤長は、さきに父の罪に坐し、自ら所勞として引籠つて居たが、最早五十日にもなるにより、屏居を解かれた。（兼胤公記）六月十二日至り、中山栄親等四人は、屏居以来三百余日にもなつたので、一族等の願ひもあり、屏居を解いて出仕せしめられた。（八槐記、兼胤公記）

宝暦八年に至り、両本願寺より、又々親鸞大師号勅許願出のことを、幕府に請うた。幕府は之を許さなかつた。この時は、両本願寺は、前のときは異り、両寺連合して、その運動を起し、先づその縁辺たるにより、関白近衛内前ど右大臣九条尚実について内談した処、両公は奏達許否の事は何ともいひ難いけれども、願出ることは子細あるまいといふことであつた。仍て朝廷へ願ひ出づべき旨を、先づ関東へ願書出すべきかと、所司代について伺うた処、程経て所司代よりの達に、

親鸞聖人大師諡号蒙勅許度御願之儀、御所表ニ而差支候趣三候得者、御願被差出候義、御無用可被成候事、

とあつた。両本願寺より、この書付を以て、更に近衛九条の両公に示し、御所表の差支とは如何なる事かと尋ねた処、両公にはこの事は更に知らぬ事である、所司代よりも何等尋ねて来たこともない、御所表に於て差支の有無の如きは、一言も述たる事ないので、所司代に於て、かくの如く答へ

たるは、如何なる理由なるか、心得の為め尋ねて來よと、武家伝奏広橋兼胤に命じた。五月六日、両伝奏は所司代について、之を質した処、所司代松平輝高の答に、その事は、本願寺より内談あつたが、重き願なれば、一存の挨拶にも及び難く、且先年間違の事もあり、やかましくなつた事であるから、老中へ伺うた処、右の通の指令があつたから、その趣を両門へ達したまでである。この外の趣意は、輝高も曾て存知せず。尤も両門へは、輝高の一分の返答として申達して置いたといふことであつた。これで、事はそのままになつた。蓋し幕府は、先年中山栄親等の事ありしにより、事の面倒にならんを虞れ、辭を朝廷に托して、之を却下したのであらう。

宝暦の大師号の事あつて後、約五十年、文化五年に至り、またく大師号の事が起つた。即来る文化九年は、親鸞の五百五十回忌に相当するを以て、予め之れの運動を起したのである。この事叡山に聞え、文化五年十二月二日、叡山總代正觀院僧正禪林院大僧都朝廷に参じ、今度本願寺専修寺等より親鸞大師号の事奏聞の由、其聞えあり、勅免あつたのは、他の大師の威光薄くなり、歎しき儀なれば、勅許なきやう、御奏聞ありたしと申出た。同十九日、関白より、今度の儀は、容易ならざる事故、宣下あるべからざる由の報があり。同年十二月二十八日に至り、親鸞大師号の事差支あるによりて、願出を却下せられた（新撰座主伝）。翌七年四月、所司代より申渡の趣は、本願寺にとっては、あまり体裁のよいものではなかつた。その文に曰く、開祖遠忌ニ付、大師号之儀願出之処、範宴善信事者、優婆塞同様ノ者ニ付、大師号被相願候儀は一入軽からざる事にて、其沙汰に及ばず候、元来源空上人より勘氣を受け候身分にて、清僧にて最も無之、出家とは申し難く、過分なる事に付、親鸞上人杯と被唱候事、遠慮可有之筈に候、以來心得違無之様可被致候、

この後、明治九年十一月二十八日、明治天皇より、見真大師と諡号を宣下あらせられたことは、世に著聞する事である。中井竹山の草茅危言に、本願寺を論じた一節がある。これは人口に膾炙して居るものであるが、事の序でに、こゝに引用する。

抑此宗ノ張皇スルハ、本ハ我邦闕廐ノ虚ニ乘ジタル者ナレドモ、斯熾盛ヲ致ハ、其本山ノ富饒ヨリ起ル、本山ニ差タル田禄モ無ニ、斯富饒成ハ、全天下ノ愚民崇信シテ、金銀ヲ抛チ、富豪ノ者貲宝ヲ施入スル事、土芥ノ如スル故、富ハ万乗ニ均キニ至也、朝廷衰絀ノ時、御即位礼ノ資用ヲ調進シテ、准門跡ヲ勅許有シモ、富饒故也、准門跡タルヨリ、代々攝家ノ猶子タリ、已ニ猶子タレバ、代々攝家ト婚ヲ通ズルモ、皆富饒故也、門堂宏麗ニシテ、仏具ヲ莊嚴シ、愚民ヲ駭悦シ、現世ノ天堂トシテ、沈酣骨髓ニ徹スルモ、亦富饒故也、何ノ宗学モ無、道徳モ無、億万人信ヲ取事、由テ來所モ有ドモ、多分ハ唯富ノ一字ニ帰スノミ、天下末派ノ寺院ニテ、是ニ準、大方田禄モ無、然モ昏愚凡俗ノ僧成ドモ、檀越ノ厚施ヲ恃テ、飽媛ヲ極ル事、他宗ノ及所ニ非、然ニ本山代々富貴ニ淫スルヨリ、奢侈強ク成、表ハ寛潤替ル事無レドモ、内分少ハ窮スル兆見ヘタリト聞、又太平久敷故、民心少ハ牖ケル所有テ、施主ノ財宝土芥ニスル者、以前程沢山無、本山府庫ノ充盈、往時トハ余程減タリト云、

この論の反駁として、これも亦有名な角毛偶語があるので、この一節に対する論難は、一向弁解にもなつて居らぬやうである。竹山の議論も、必しもすべてそのまゝ從ふべきではないけれども、その貴族的に墮したるを責むるは、

洵に尤の事である。

かくて平民的なりしその特徴は失せて、門末の如きも、煩しき階級観念に捉はれて、金錢を以てその階級を買求めた。寺觀の結構の如きも、徒にその宏大を誇つた。覺如の作改邪鈔の一節に、

オホヨソ造像起壇（宮本注・起塔）ハ、弥陀ノ本願ニ

アラザル所行ナリ、コレニヨリテ、一向專修ノ行人、

コレヲタツベキニアラズ、サレハ、祖師聖人御在世ノ

ムカシ、ネンコロニ一流ヲ面授口訣シタテマツル御門

弟達、堂舎ヲ當作スルコトナカリキ、タゞ道揚ヲバ、

スコシ人屋二差別アラセテ、小棟ヲアケテツクルベキ

ヨシマテ御覇諫アリケリ、中古ヨリコノカタ、御遺訓ニ

トヲザカルヒトトノ世トナリテ、造寺土木ノクハタ

テニオヨブ条、オホセニ違スルイタリ、ナゲキ思フト

コロナリ、

真宗原始時代に於ては、かくの如く、その堂舎を質素にすべきを諒めたのであつた。

殿堂輪奐の美加はりて、院裏の生活も、また豪奢を極め

たのは、自然の数であろう。かくて本願寺門跡不行跡の実話が、江戸時代の書籍に屢々記録せられて居る。寛永の頃、

兩本願寺門主共に島原の妓楼に通ひ、時の閑白も同じくこゝに遊んだ。閑白は「セキシロ」の綽名で、兩本願寺は「東六西六」の名で通て居たといふことが、北窓瑣談に見える。

寛保三年二月、西本願寺門跡が遽かに隠居を命ぜられた事がある。寛保世説に、

京都西本願寺門跡近年惣法外之遊興有之候ニ付、当

二月頃ヨリ、京都町奉行僉議ニ成リ、西本願寺ハ隠居

被仰渡候、尤他出一切不成候由、

門跡之家來堂達共、流罪被仰付候、亥閏四月二十三日、京都町奉行申渡候由、

とある。寛延雜秘錄には、その不行跡の情況、並にその坊官等の流罪処分等が詳かに記されてある。あまり長文であるから、茲には略するが、その所行は、實に言語道断の至りで、一種の変態性のものゝやうにも見える。

\*一九二二、西暦では一二六一年。

\*二四一一、西暦では一七六一年。

(『日本佛教史研究』第五卷 二四一~二五〇頁)

ここに本願寺から出された三回目の大師号の願出について、比叡山総代などからは、

今度本願寺専修寺等より親鸞大師号の事奏聞の由、其聞えあり、勅免あるに於ては、他の大師の威光薄くなり、歎しき儀なれば、勅許なきやう、御奏聞ありたしと申出た。

と訴えられ、大師号の願出が却下された文には、

開祖遠忌ニ付、大師号之儀願出之處、範要善信事者、優婆塞（在家の仏教信者）同様ノ者ニ付、大師号被相願候儀は一入（いっそう）輕からざる事にて、其沙汰（裁断）に及ばず候、元來源空上人より勘氣（勘當）を受け候身分にて、清僧ても無之、出家とは申し難く、過分なる事に付、親鸞上人杯と被唱候事、遠慮可有之筈に候、以來心得違無之様可被致候、

と記されていたといふ。

さらに、ここには当時の本願寺に対する人々の見方が幾つか紹介されているが、中井竹山『草茅危言』には、

抑此宗ノ張皇スルハ、本ハ我邦闕廃ノ虛ニ乘ジタル者ナレドモ、斯熾盛ヲ致ハ、其本山ノ富饒（富んで物が多いこと）ヨリ起ル、本山ニ差タル田禄モ無ニ、斯富饒成ハ、全天下ノ愚民崇信シテ、金銀ヲ抛チ、富豪ノ者貲宝ヲ施入スル事、土芥（土とあくた、価値のないもの）ノ如スル故、富ハ万乘ニ均キニ至也、朝廷衰絶（衰え退く）ノ時、御即位礼ノ資用ヲ調進シテ、准門跡ヲ勅許有シモ、富饒故也、准門跡タルヨリ、代々摂家ノ猶子タリ、已

ニ猶子タレバ、代々摂家ト婚ヲ通ズルモ、皆富饒故也、門堂宏麗ニシテ、仏具ヲ莊嚴シ、愚民ヲ駭悦シ、現世ノ天堂トシテ、沈酣（盛り）骨髓ニ徹スルモ、亦富饒故也、天皇トシテ、沈酣（盛り）骨髓ニ徹スルモ、亦富饒故也、

といわれている。

簡単に言うと、「何もないのに金銀は沢山もつてゐる。それは愚民が篤く信じ金銀を抛つからである。その金銀をもとに即位の礼に資金提供し、そのおかげで準門跡となることができた。だから代々摂家の猶子となることができてる。門堂もまるでこの世の天堂そのもので、愚民を驚かし悦ばせている。それも全部金銀が沢山あるからである」ということになるであろうか。

しかし、経済的に恵まれた本願寺は身分的榮進を渴仰し続けていく。それを先の井上銳夫氏は、「中世では「在家下劣」の門末を抱え、「一向宗」と賤視された劣等感から、他宗にまさる名譽を求める気持ちはさらにつ強かつた」のであろうと指摘されている。

辻善之助氏は、この文の冒頭で、

江戸時代に入りては、本願寺は全く貴族となりました。親鸞の大師号問題の如きも、本願寺の貴族化を示すべき事例である。親鸞に大師号は贅疣である。之を欲しがるのは、貴族的に飾りをつけやうといふ考から出た事で

ある。

と厳しい指摘をされている。

辻善之助氏は、親鸞に大師号は贅疣（無用のもの、役に立たないも）であり、これを欲しがるのは、貴族的に飾りをつけようという考えがあるからであるという。つまり、親鸞聖人にとつて大師号は意味のないものであると言いかわっているのである。なぜそう言い切れるのか。

それは、貴族化している比叡山を捨て、越後流罪という厳しい法難をも生き抜かれた親鸞聖人の道をよく了解されてのことであろう。だからこそ、

かくて平民的なりしその特徴は失せて、門末の如きも、煩しき階級観念に捉はれて、金錢を以てその階級を買求めた。

と厳しい批判ができるのではないだろうか。

## 七 宗議会への請願書

宗議会への請願は次の二つである。請願委員会への紹介

議員に高田教区選出の二人の議員になつていただこうとお願いしたが、竹田恵示議員は辞退され、居多徳恵議員だけとなつた。竹田恵示議員はその後の宗議会議員選挙立会演説会での質問に応えて「見真額は下ろした方がいいと思う」と明言されているだけに残念であった。

請願書（1）  
御影堂から見真額を下げる」とを求める請願

### 謚号(見真大師)勅額について

09.06.04於真宗大谷派高田教務所  
R E P・大東仁

#### 一、近世の謚号希望

- |               |  |
|---------------|--|
| 大谷派1804.04.   | 親鸞の大師号宣下を請う(栗記)                          |
| 大谷派1804.05.07 | 親鸞の大師号は老中で取り扱えない旨、勸修寺家から大谷派に通達(栗記)。      |
| 大谷派1804.11.   | 近衛・鷹司・勸修寺諸家を通じ、親鸞の大師号宣下について接渉を続ける(栗記)。   |
| 本 派1808.06    | 本願寺派・高田派・仏光寺派、親鸞の大師号宣下を請う(栗記)。           |
| 大谷派1809.12.26 | 文化6。京都所司代より、親鸞の大師号内願は困難の旨の幕府の意を大谷派に通達する。 |
| 大谷派1811.06.   | 親鸞の大師号宣下について、再び近衛家・所司代酒井氏らに斡旋を依頼する(栗記)。  |
| 諸宗教1861.      | 旧1月。法然650回忌にあたり慈教大師と加謚される。               |

#### 二、近代の謚号宣下

##### ①年表

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 大谷派1876.11.28 | 宗祖に「見真」の大師号(謚号)贈られる(配紙)。      |
| 大谷派1876.11.28 | 親鸞の大師号宣下決定の電報が東京より到着。         |
| 大谷派1876.12.21 | 謚号の宣旨報告式ならびに法要勤める(配紙)。        |
| 大谷派1876.12.21 | 法主・見真大師謚号を奉じ東京より帰着。           |
| 大谷派1877.04.06 | 大谷別院で謚号宣下法要を営む(~8)。           |
| 大谷派1877.04.22 | 宗祖謚号宣下法要(~28)。                |
| 大谷派1877.04.25 | 見真大師謚号宣下大法会につき、勅使到着。          |
| 大谷派1877.05.15 | 末寺で謚号供養会執行際の諸注意を通達。           |
| 諸宗教1879.09.   | 西本願寺、勅額「見真」を授与される。            |
| 大谷派1879.09.29 | 両堂再建発願に伴い、「見真」の勅額が宮内省より下賜される。 |
| 大谷派1879.10.03 | 篠原順明、勅額を奉じて帰山。                |
| 大谷派1879.10.05 | 勅額下賜が決定し、11月30日に勅額奉告式執行を通達。   |
| 大谷派1879.10.05 | 少教正渥美契縁、勅額奉告の表白文製作を命じられる。     |
| 大谷派1879.10.08 | 勅額拝受につき、広間にて慶祝御礼がある(配紙)。      |
| 大谷派1879.11.28 | 勅額奉告式(配紙)。                    |
| 諸宗教1880.04.   | 仏光寺、勅額「見真」を授与される。             |
| 諸宗教1880.04.   | 専修寺、勅額「見真」の授与に当たり、崇徳会を執行する。   |
| 大谷派1880.10.28 | 勅額調整完了し、御影堂に掲げる。              |

##### ②別院での謚号宣下法要

- ・大谷・難波・名古屋など12別院を確認。…全別院ではない。

##### ③歴代天皇の謚号宣下数

清和天皇 2	醍醐天皇 2	後二条天皇 1	後光明天皇 1	東山天皇 3	中御門天皇 1	桃園天皇 1
後桃園天皇 2	光格天皇 1	仁孝天皇 1	孝明天皇 1	明治天皇 8	大正天皇 2	昭和天皇 2

#### 三、結論

- 近代の謚号宣下は、仏教側からの懇願ではない。
  - 明治政府側の仏教取り込み工作。
  - 大谷派での広がりは大きなものではない。
- \*歴史にとらわれることなく、自由な討議が可能。

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとする今、真宗門徒の一人一人が宗祖の開顕された本願念仏の教えにあらためて身を据え直し、そこから教えられ問われてくる様々な課題と向き合つて行かねばなりません。

先の宗祖親鸞聖人七百回御遠忌法要を勝縁として展開された真宗同朋会運動には、「従来単に門徒と称していただけのものが、心から親鸞聖人の教えによつて信仰にめざめ、代々檀家と言つていただけのものが、全生活をあげて本願念仏の正信に立つていただくための運動である」(『真宗』一九六二年一二月号)と明確な指針が謳われ、「それは人類に捧げる教団である。世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である」(同前)と感動的な宣言がなされています。

その純粹なる信仰運動によつて、この身この世の様々な課題が明らかとなり、その課題を自覺自証して行く歩みが戦争問題、靖国問題、部落差別問題、ハンセン病問題、脳死問題、死刑制度問題、教育基本法改正問題等々として具体化されてきました。

そのなかで懸案であつた「見真大師」という大師号の問題については、一九八一年(昭和五六年六月一日)の新「宗憲」から「見真大師」の名称を使用しないことを決断し、大師堂・大師堂門の名称もそれぞれに本来の御影堂・御影堂門に改められてきました。二〇〇一年(平成三年)七月一日には授与物の御影名称を改正し、「見真大師」「慧燈大師」の名称使用を取り止めることになりました。

しかし御影堂には未だに問題の見真額が下ろされることがなくそのままの状態となっています。「宗憲」には、真宗本廟は「本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場」と謳われているのですが、その崇敬の中心に謳号の見真額

があるということは、願生浄土という尊い姿がそのまま真逆の世間(穢土)の権威を崇敬し礼拝する姿をつくりだしていることになります。それでは教法宣布の根本道場でなく親鸞聖人の教えに背く場となつてしまふのではないでしょうか。

昨年再版された『本願寺』(一九六二年初版)の著者故井上銳夫氏は、「南都北嶺の仏法者が「高位をもてなす名と」することを「末法悪世のかなしみ」としたのは親鸞であつたが(愚禿悲歎述懐)、「高位」という名聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさは、この親鸞五百回忌にあたつて露呈されたのであつた」(二四五頁「親鸞大師号と収賄事件」と指摘され、「宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した」(同)が却下され、「多年の歳月と莫大な運動費によつて親鸞に「見真大師」と謳号が宣下されたのは明治九年のことであつた」(同)と、本願寺教団史に関する厳しい指摘をされています。

今、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとするときにこそ、「見真大師」という謳号を渴望した宗門の歴史が何であったのかを学び、そのことを宗祖の開顕された本願念仏の教えに照らし、そのような謳号宣下が不要のものであつたことの認識を共有しなければなりません。

真宗門徒にとって大切な崇敬の場・教法宣布の場から見真額を下げるこの決断は、この度の御遠忌法要に淨土真宗のへいのちを吹き込むことになると考えます。よつて、ここに「御影堂から見真額を下げるることを求める請願」をいたします。

宗議會議長 殿

宗第60号  
2009年6月9日

居多徳恵殿

宗議會議長 長久寺 德瑞



請願委員会の決定について(通知)

このたび、貴殿の紹介により提出されました請願につきまして、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 受理番号 2009年第2号
- 2 件名 御影堂から見真額を下げるることを求める請願
- 3 請願者 宮本亮二(他15人)
- 4 議決 請願委員会審査結果: 謙全の議に付すことを要する。  
本会議議決: 採択しない
- 5 決定日 2009年6月9日

以上

2009年6月5日

宗議會議長  
長久寺 德瑞殿

請願委員長  
大城 雅史

請願委員会報告書

下記案件について慎重審査の結果、議会の議に付することを要すると全会一致をもって決定いたしましたから報告します。

記

- 1 御影堂から見真額を下げるることを求める請願

以上

二〇〇九年六月二日

請願者 宮本亮二印 靖国問題研究班班長・高田教区教区会議員  
上越市頸城区古間町669番地1 榮恩寺

賛同者 北條頼宗印 高田教区教区会議長  
上越市東本町1-1  
3-4-8 照行寺

尾崎秀行印 高田教区教区会副議長 妙高市中町2-1  
2 極生寺

鶯嶺紀文印 上越市三和区島倉1-798延壽寺

岩崎英宣印 教区会議員 上越市安塚区小黒1-2-1-2  
番地 専敬寺

葢澤紹隆印 高田教区第2組々長 糸魚川市大字中林  
1-0番地 法圓寺

五味川千秋印 高田教区門徒会長 糸魚川市大字木浦  
6-1-0番地

長尾正示印 教区会議員 上越市三和区川浦5-4-4  
大嚴寺

繁原易印 高田教区第1組長 糸魚川市本町2-3  
0 德正寺

内山順恵印 靖国問題研究班 上越市大字小泉9-0-3  
番地 養性寺

千名哲爾印 高田教区第13組長 上越市頸城区北方  
1-5-5最尊寺

堀前恵裕印 教区会議員 上越市国府1-4-1光源寺  
上宮修清印 糸魚川市大和川1-7-1-1 善正寺

老野生常昭印 教区会議員 上越市本町7丁目4-1  
7 本覺寺

井上一英印 上越市頸城区鵜ノ木4-3-8-1 福淨寺  
藤島直印 教区靖国研究班副班長 糸魚川市寺島1  
-1-1-5-8 圓照寺

(元治一年)七月に「禁門の変」の戦火により両堂以下諸堂焼失後、ようなく一八八〇年(明治一三年)に再建が始まり、一六年の歳月をかけて一八九五年(明治二八年)に完成されたからのこととありますから、約一一〇年ぶりの御修復がありました。

この約一〇〇年の間、大谷派は絶余曲折しながら今日まで歩んできたわけです。明治政府は天皇を中心とした神道国教化政策を推し進め、「殖産興業」「富國強兵」の政策によってその軍備の拡大を図り、アジア・太平洋戦争へと突き進んで行きました。しかし、そのような厳しい状況のなかにあっても命がけで「非戦」を唱えた高木頭明氏・竹中彰元氏・河野法雲氏を、真宗大谷派は歴史の闇に葬つてきました。

この意味するところは、真宗大谷派は時の政府に擦り寄り天皇制に迎合し取り込まれた「真俗二諦」という、宗祖親鸞聖人の「おおせにてなきことをも、おおせとのみもうすこと」をしてきたからではないでしょうか。そのことは阿弥陀堂宮殿に「天牌」を置き、御影堂に「見真額」を掲げてきただことが証明しています。

これらのこととは、「大谷派の負の歴史」とも呼べることであります。御影堂の御修復工事がなされ、そして宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要を二年後にお迎えする今だからこそ、その歴史を検証すべき大事な時期を迎えていると考えます。

昨年二〇〇八年三月二九日から五月八日まで、高木頭明氏・竹中彰元氏・河野法雲氏の事跡を顕彰する「念佛者と非戦」の展示が参拝接待所ギャラリーで行われましたが、期間限定の展示で終わらざることなく、「同じ過ちを繰り返さない」ということを確認する意味でも、下ろされた「天牌」や、未だ下ろされていない「見真額」を下ろし、それら「真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料

## 請願書（2）

資料の常設展示することを求める請願

紹介議員 居多徳恵印

二〇〇四年に着工された御影堂の御修復工事が昨年末をもって完了しましたが、この度の工事は、一八六四年

宗第61号  
2009年6月9日

居多徳恵殿

宗議会議長 長久寺徳瑞殿

請願委員長 大城雅史

記

1 受理番号 2009年第3号  
2 件名 真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願  
3 請願者 宮本亮二(他15人)  
4 請決 請願委員会審査結果:議会の議に付すことを要する。  
本会議難決:採択しない  
5 決定日 2009年6月9日

以上

2009年6月5日

## 請願委員会報告書

下記案件について慎重審査の結果、議会の議に付することを要すると多数をもって決定いたしましたから報告します。

1 真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願

記

以上

の常設展示することを求める請願」をいたします。

宗議会議長 殿

二〇〇九年六月一日

請願者 請願書（1）に同じ

賛同者 請願書（1）に同じ

紹介議員 請願書（1）に同じ

## 八 宗議会議員の視点

ここには宗議会での「見真額」に関する討論について紹介してある。なお、提出された請願に対する賛成討論と反対討論のうち反対討論は手許ないので紹介できないが、「文化時報」（二〇〇九年六月二十四日）の記事を参照していただきたい。

また、「見真額」に関する発言が掲載されている記事を手許にある範囲で紹介したい。

◆賛成討論  
○三浦長（グループ恒沙代表 岡崎）

今回、高田教区有志から提出され、請願委員会において全会一致で受理され、今議会に上程された「御影堂から見真額を下げる求めれる請願」は、同朋会運動推進あたり、靖国問題をくぐることによって見えてきた問題を、深い懺悔のもと、課題化し、運動化されたものであることは明瞭であり、仰せでなきことを仰せとしてきた宗門の歴史的必然のことがらであります。さらに、請願者、賛同者に教区会正副議長、教区門徒会長、組長、教区靖国研究班

正副班長を含む計一六名による請願であることは、この課題にかける高田教区挙げてと言つていいくほどの、宗門に対する真摯な促しであります。

さて、宗祖七〇〇回御遠忌の五年前、一九五六年に出された富谷法含総長の「宗門各位に告ぐ」、いわゆる「宗門白書」に、よく知られた叫び「われわれ宗門人は七〇〇年間、宗祖聖人の遺徳に安逸をむさぼって来たのである。いまや御遠忌を迎えるとして、我ら宗門人は全身を挙げて深い懺悔をもたねばならない」があります。その後に続く言葉は、「単に御遠忌のにぎにぎしさを夢見ることによって、この現状を糊塗するようなことがあるならば、宗門は疑いもなく、歴史から冷ややかに嘲笑を浴びるであろう」という叱咤激励の言葉があります。

したがつて、この請願の採択に反対することは、まさに宗門の負の歴史を糊塗し、「歴史から冷ややかに嘲笑を浴びる」行為であります。また、「宗門白書」の叫びから誕生した宗門再生運動とも言つべき同朋会運動を否定するものと言わざるを得ません。

そういう自己矛盾に、無自覚に無節操に、意味不明の言い訳で反対されるのは、反対のための反対そのものであり、請願者はじめ高田教区の多くの方々の願いを足蹴にする愚行であります。

総長は今議会において見真額に触れ、「私は見真額を下ろさないとは言つていません。宗門の近代史検証を深めることによって、見真額を掲げた当時の宗政の判断がいかなることであつたのかを見極めた上で、然るべき機関で協議したい」と答弁されています。私は總長答弁をお聞きし、この請願を大事な判断材料の一つとした上で、總長の「英断の近いことを示唆したものと捉えています。

念願の御影堂修復も終わり、御遠忌を迎えるとする今だからこそ、見真額撤去の課題は重大であることは論を俟

ちません。そのことに増して、同朋会運動五〇年以後の宗門の方向性を考える時、この課題は新しい運動を開く端緒になる可能性を含んでいることも間違はありません。私たちには、このまま見真額を掲げ続けることが宗祖の正意に背き続けることであることを肝に銘じなければなりません。だからこそ、私はこの請願に対し、強い賛意を表するものであります。

最後に、賢明なる議員諸兄に、「賢察賜らんことをお願いし、賛成討論といたします。

### ◆第五十回宗議会 宗議会 代表質問答弁抄録

○釋氏政昭議員（宗議会 グループ恒沙 四国）

もう一つは、本願寺教団の歴史検証を学習の場とする、つまり「前に生まれん者は後を導き、後に生まれん者は前を訪え、連続無窮にして、願わくは休止せざらしめんと欲す。無辺の生死海を尽くさんがためのゆえなり」という宗祖の精神を具体化するための「近代大谷派本願寺歴史記念館」（仮称）を今計画中の同朋会館建設の一環として設けるというものである。そこには満之、顕明師はもとより、竹中彰元、河野法雲、植木徹誠師、あるいは武内了温師などもその足跡を訪ねなければなるまい。また、隠すようにして撤去したと言われている「天牌」も、今問題の「見真額も教団の歴史的検証物として展示るべきものであろう。總長、この案をご検討いただけますか。ちなみに、總長はすでに」承知ではあるうと思いますが、「見真」額の共通認識に至るために少しく歴史を紐ときたく思います。

そもそも、「見真大師」の謐号とは、一八七六年、天皇より親鸞聖人に「宣下」されたものであります。当時、教団はこの「祖師聖人へは謐号の特典を蒙つた」ことを契機

として、両堂再建の機運を盛り立て、棟上げ式において「御影堂」を「大師堂」と改称することを決定したということです。しかし、その「大師堂」の呼称については、一九八一年の宗憲改正において、「教法の象徴たる宗祖聖人の御真影を安置する真宗本廟として新たに位置付けをしたい」という理由で、「御影堂」という名称に戻しました。

また、「〔〕の「見真」額は一九八七年全戦没者追弔法会における宗務総長の「宗門の戦争責任の表白」あるいは一九九五年の宗会の「不戦決議」にあるように、「聖人の仰せになきことを仰せとした」宗門が犯した罪責を象徴する最たるものであることは明白であります。言うまでもなく、これは教団と国家を直接結び付ける問題であり、かつ、過去の問題でなく現在進行中の重大な問題であります。

「私にとって真宗本廟とは」を課題とする法要に向けて、もうすぐ「御真影」が還つて参ります。今こそ総長の決断が問われています。

安原総長、もう一度親鸞聖人並びに「門徒をだしますか。「見真」額を降ろしますか。国家と癒着し、教団の繁栄を願い、日本国憲法九条、二十条が改悪された後、再び國家の行為である戦争に協力し、「仰せ」を捻じ曲げて「将來ある青年たちを死地に赴かしめ」たいのですか。他に降らせない理由があるのでしょうか。「過ちては改むるに憚ること勿れ」という諺がありますが、ほんの少しの勇気と決断さえあれば済むことですし、降ろした後の教育的配慮もすでに提示させていただきました。こつそり降ろしたと言われている天牌も、ようやく日の目を見ることになるのではないでしょうか。

○安原晃宗務総長（宗議会 真宗興法議員団 三条）

いて、及び「見真」額を降ろす意志はあるのかという」質問にお答えいたします。

天牌につきましては、「存じのよう」、「天皇尊牌」といい、天皇の恩を謝し、合わせて安寧を祈念する意をかたちにしたものであります。各寺院はもちろん、本山においても阿弥陀堂に安置されていました。

次に「見真」額を降ろす意思があるかというお尋ねですが、大師号を求めて「見真」額をいただいたのは教学に基づくものではなく、あくまでも当時の宗政の判断でありました。このたび「見真」額を降ろすとしても、そのまま掲げておくにしても、宗政として今後しかるべき機関で判断すべきではなかろうかと思つております。

なお、「近代大谷派本願寺歴史記念館」という提案が「」をいたしました。「」意見としてありがたく拝聴しておきます。

# 「海賊対処新法案制定反対」「裁判員制度の見直しを求める」

見真額めぐり討論も

今議会には、「寺院教會条例の一部を改正する決議案」について発議者では、看過できる事能い。本会議は、「宗議會議選の寺永哲議員は「今、自らあると思慮するから」と発議理由を述べた。条例案の一部を改正する衛隊法の「海上警備行る」と発議理由を述べた。条例案「本会条例の一動」の拡大解釈による艦隊の派遣がなされてい。議員発議され、特別委員会に附託を見ていが、いずれも採決の結果、「必要なし」と否決。また、宗議会最終日の本会議で採択された「ソマリア沖の海上自衛隊の兵兵久法」へと、なし崩れは、物心両面にわたりて、現行の『裁判制度』を求める決議案について、発議者の調査議論の答認をしてして、「海外派」による先制攻撃が、「平和制度であり、また、司法制度改革は、死刑を廃止する。」など、なし崩れは、物心両面にわたりて、現行の『裁判制度』を求める決議案について、発議者の調査議論の答認をしてして、「海外派」による先制攻撃が、「平和制度であり、また、司法制度改革は、死刑を廃止する。」など、

止いたしました。また、天牌については、「一九八二年、阿弥陀堂の須彌壇上宮殿内より降ろしましたことは」存じのとおりであります。

このような近代史の検証作業を継続し、宗門の負の歩みを明らかにして教団の社会的位置づけを検討しつつ、宗門の指向性を考えまいりたいと思つております。

次に、「見真」額を降ろす意思があるかというお尋ねですが、大師号を求めて「見真」額をいただいたのは教学に基づくものではなく、あくまでも当時の宗政の判断であります。このたび「見真」額を降ろすとしても、そのまま掲げておくにしても、宗政として今後しかるべき機関で判断すべきではなかろうかと思つております。

なお、「近代大谷派本願寺歴史記念館」という「提案が」ございました。「意見としてありがたく拝聴しておきます。

するところから始まらねば、復事業は、明治期の再建当初の姿に復する」ことは、同朋会運動推進に当たるところなど考へるためにとした。

更に、「御影堂からの見真額を下げる」ことを求め廟護持にかける悲願成就の請願」「眞宗大谷派の象徴ともされる見真額あり、おわせなきことを歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示する」ことを求める請願は、いざれも賛成少數で採択されなかった。

この「見真額」に関し、議員がの発言を待つて、かかる歴史からひややかに嘲笑の討論では、本請願が提出されしたことにより、見真額は宗門の歴史を糊塗してからひややかに嘲笑るものである。しかし、こそ、反対する」と述べたところが重要課題であることを認める反対論を主張。このことにより新しい運転を宗門の重要な課題として、現時点では本請願御遺憾を抱えようとするためだけに躊躇せざるを得ない。他方、三浦長議員は動を拓ぐ端緒となる」といふのである。今回の御修復案が見直されると存じのとおりであります。

## ○釋氏議員

先ほど、総長から「見真」額の件に関しては検討なさるということでした。降ろすか降ろさないかということにはお答えになつていません。検討なさるということならば、検討委員会を立ちあげていただける意思はあるかどうか」返答いただきたい。

## ○安原宗務総長

最初のお尋ねのときには検討委員会という言葉はなかつたかと思います。現在のところ、検討委員会というかたちのものは考えておりません。

(『真宗』一〇〇九年八月号三八～四二頁)

## ○本多一壽議員（宗議会 宗門を開く会 大阪）

次に、これも御遠忌の日玉のひとつと成りうる「見真勅額」についてお聞きいたします。

一九八二年一月二十八日に当時の声明作法審議会の答申を受けて、当派は阿弥陀堂の須彌壇から天牌をおろしました。そして、「真宗」一九八二年五月号で、「天牌撤去の意味するところ」という欄が特別に設けられ、廣瀬景先生、北西弘先生の論文が掲載されています。

廣瀬先生はそのなかで、「親鸞聖人の門徒にとつての礼拝の本堂である阿弥陀堂に「天皇尊牌」が置かれており、そのことを信心の事実として、ほとんじん真剣な課題とせずに今日に至つたといふことは、空洞化した信心の現われであったと言わざるを得ない。天皇尊牌がどのような歴史事情のもとに安置されるようになつたとしても、またそのことを正当化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「淨土真宗」なる確かめのものでは虚偽でしかない。今回の天牌撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも淨土真宗の信心における真偽の決判である」とを銘記すべきである」とを銘記すべきであることを述べています。

「教学的意義」というなら、私は、全くの文書の「天牌」を、「勅額」と言い換えることができると思います。

「親鸞聖人の門徒にとつての聞法の道場である御影堂に「見真勅額」が掲げられており、そのことを信心の事実として、ほとんど真剣な課題とせずに今日に至つたといふことは、空洞化した信心の現れであったと言わざるを得ない。「見真勅額」がどのような歴史事情のもとに安置されるようになったとしても、またそのことを正当化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「淨土真宗」なる確かめのものでは虚偽でしか

ない。勅額撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも淨土真宗の信心における真偽の決判である」とを銘記すべき

こと」を正當化するためのいかなる教義が組み立てられたとしても、そのすべては「淨土真宗」なる確かめのものでは虚偽でしか

り、淨土の莊嚴としてふさわしいものではありません。

「勅額」につきましては、外陣正面欄間に上に掲げられ、基本的にそれを礼拝の対象としているものではなく、「天牌」と全く同じものであるとは言えません。この額を掲げ続けるかどうかは、先日、宗務総長が答弁いたしましたとおり、教学的な問題ではなく、宗政として今後かかるべき機関に諮りながら判断すべきものであると存じます。

(『真宗』一〇〇九年九月号六七～七〇頁)

◆『やまとび』一〇号・一〇〇九年七月一日  
○竹田恵示議員（宗議会 真宗興法議員団 高田）  
「御影堂から見真額を下ろす請願」

今議会において、13組榮恩寺住職・宮本亮二氏が15人の賛同者と共に「御影堂から見真額を下げる」ことを求める請願」をされました。

見真額については、数年前から宗政調査会や議会で質問があつたため、真宗興法議員団で折々議論がありました。「見真大師」という額なら問題かもしれないが、無量寿經の『慧眼見真能度彼岸』の見真是、宗祖という人を表すに相応しいから構わないのではないか」という意見があつたり、「明治以後の眞俗二諦論や天皇制と教団との関わりからを考えれば下ろすべきだ」「見真額は勅額であり、世俗的権威の象徴であるから問題がある」といった意見が交錯しました。

大師号は1804年(文化元)以降、東西本願寺、仏光寺が度々大師号の宣下を願い出していたのですが、明治に入つてからは、明治新政府の神仏判然、廢仏毀釋政策によって、厳しい仏教教団弾圧が行われます。

そのような状況下にあって宗門存続の危機に直面した当時の人々は、大師号の宣下に宗門の活路を見い出し、両堂

## ○江尻靜哉参務（宗議会 真宗興法議員団 能登）

「天皇尊牌」いわゆる「天牌」は、廣瀬先生も言われておりますとおり、礼拝の本堂である阿弥陀堂内陣本尊の脇に置かれる

もので、それは、ある意味で「天牌」を礼拝の対象とする」とあることを銘記すべき」と言い切られています。

焼失の財政困難な中から度々の上納金や北門開拓などの難題に耐えたのでしょう。

しかし、明治政府の仏教弾圧は、かえって激しい抵抗を生み出し、それに手を焼いた明治政府は仏教弾圧から仏教教団を取り込むことへ政策転換をはかるのですが、見真大師号の宣下も真宗教団を取り込む政策の一環という見方があります。

見真大師号の宣下以後、宮内庁から両堂再建に下賜金があつたり、樹木伐採や運搬など様々な便宜が与えられ、宗門以外からも協力を得られるようになるなど、大師号の宣下は両堂再建の強力な推進力になつたといわれています。

しかし、一方において大師号と勅額の下賜は宗門の「朝命遵奉」を強化し、やがて真俗二諦論を生み出し、富國強兵、軍国主義に迎合し戦争に加担する道につながります。

見真額を下げることには、仏教弾圧の嵐の中で、宗門存続のために辛苦された方々を切り捨てるにもなりかねませんが、それらの方々にも「そうであった」と頷いていただけるような充分な検証と学びを重ね、その上で各機関の議論を通して、最終的には宗・参両議会の共通認識のもとに決議に持つていくことこそ不戦決議の精神に叶うのではないかと思います。

本会議の討論中に「額を下ろしてから検証すればいいだ」という野次がとびましたが、それは死刑を執行しておいてから判決文を考えるようなものでしょう。そのようなことから、真宗興法議員団では請願委員会においては、議事録の残る本会議の議題にすることに賛成をしつつも、本会議では、今後充分な検証と学びの上に論議を尽くしていくべき課題として「現時点では本請願の採択は見送る」ことになりました。

見真額について、私達の議論のなかから見えてきた課題があります。つぎにそれを掲げて皆様にも考えていただき

たいと思います。一  
『見いだした課題』

○阿弥陀堂から天牌を撤去したときに、充分な検証も説明もなかつたとして、今もつて批判の声がある。本山には勅使門があり、井波別院は後小松天皇の勅願所の石碑がある。全国に同様のものがあるか調査をし、併せて充分な検証をしていくべきではないか。

○「見真」は教団ではなく、親鸞聖人に下されたもの。額を下ろしても大師号は存続し続ける。はたして額だけの問題なのか、現状のまま掲げておくにしても、下ろすにしても、見真という諡号に今後はどのように向き合うのか。

○宗祖は著作の中で**暁鸞大師善導大師、源信大師(高僧和讃)**と尊称しておられるが、それと見真大師、慧燈大師をどのように判別できるか。

#### 《高僧和讃》

本師**暁鸞大師をば** 梁の天子蕭王は  
おわせしかたをつねにむき 鸟菩薩とぞ禮しける

○見真大師号は大谷派のみならず、全ての親鸞門徒の問題であるならば、真宗教団連合との関わり、殊に西本願寺へ礼を失しない説明が必要か?

○業者が販売する見真額を掲げている寺院教会や門信徒が多数存在する。また、1978年(明治11年)以降の寺院教会及び門信徒に授与した宗祖の御影には「見真大師」の諡号染筆がなされている。本山が額を下ろした場合に、これらの扱いは如何するか。

以上、私の記憶を綴つてみました。追つて「見真額検証委員会」のような機関の設置望ましく思われますが、この度の請願は仏教各宗、各派にも注目され、意義深いものがあつたと思います。

議員との懇談会の席で、宗議会に「見真額を下げる請願」が出ていることを聞いた某議員「参議会の存在理由の大切さが分かつた。宗議会の暴走を止める役割があるんだよ」とか「われわれが懇意を出して成り立っている宗門だ、住職方だけの好き勝手にはできない」といった元気な発言がありました。

参議会議員は高齢者が多いのですが意氣盛んで、宗議会

「やまびこ」(七頁)

◆『会報ねんごろ』第六号二〇〇九年七月七日

○居多徳恵議員（宗議会 グループ恒沙 高田）

【請願、残念でした】

教区靖国問題研究班班長であり、選出教区会議員でもある宮本亮一さんが請願者となられて、高田教区から「御影堂から見真額を下げる」ことを求める請願（請願1）と「天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願（請願2）」の二本の請願が出されました。

賛同者には教区会正副議長をはじめとして、教区門徒会長や組長、選出教区会議員を含む十五名の方々が署名、捺印されていました。それは、言つてみれば、高田教区を代表される方々が提出された「請願」であつたわけです。

宗議会の議長に提出するには「紹介議員」が必要なため、請願者の宮本さんは高田教区選出の宗議会議員である竹田さんにもご依頼されましたが、小生一人が紹介議員として請願書に署名捺印して、議長に提出しました。

二本の請願は、本会議において「請願委員会に回付する」とが述べられ、請願委員会で七名の委員による慎重審査の結果、「請願1」は「本会議で採択の決を探ることを全会一致で決定」され、「請願2」は「多数で決定」されました。

これで、本会議でも請願が採択されて、「御影堂から見真額が下げる」ものと思つていたのですが、興法議員団から「反対討論」の通知があり、本会議において幹事長が「反対討論」に起られました。これに対し、グループ恒沙の代表（岡崎教区の三浦さん）が「賛成討論」に起られました。（『真宗』九月号に内容が掲載されるのではないかと思ひます）

採決の結果は、グループ恒沙の十一名と宗門を開く会の九名の計二十名だけが賛成で、あとの議員は反対でした。（内局員の六名と、請願委員の四名の方々は議場から退出さ

れました）よつて、「請願は採択しない」ということになりました。

宗議会は真宗大谷派の最高議決機関です。宗議会の請願委員会で「全会一致」で決定したことを覆すというのは、いつたいどういうことでしょうか？ 空しさを感じてしまいました。

なお、宗務総長の「見真額」についての見解は『真宗』八月号に「代表質問」の答弁のところで掲載されるでしょうから、こ一読ください。この件につきましては、今後もしつこく問うていきたいと思います。

◆「宗門を開く会」第五〇回宗議会報告  
○三浦崇（宗議会 宗門を開く会 三重）

【当局に決断力なし！】

「」のたびの議会に高田教区より「御影堂から見真額を下げる」ことを求める請願」と「真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願」が提出されました。

また、今議会中、代表質問や一般質問や各委員会においても「見真額」についての当局姿勢を質する声が何度もありました。

これまで、本会議でも請願が採択されて、「御影堂から見真額が下げる」ものと思つていたのですが、興法議員団から「反対討論」の通知があり、本会議において幹事長が「反対討論」に起られました。これに対し、グループ恒沙の代表（岡崎教区の三浦さん）が「賛成討論」に起られました。（『真宗』九月号に内容が掲載されるのではないかと思ひます）

採決の結果は、グループ恒沙の十一名と宗門を開く会の九名の計二十名だけが賛成で、あとの議員は反対でした。（内局員の六名と、請願委員の四名の方々は議場から退出さ

し礼拝する姿を作り出す」と指摘し、「宗祖御遠忌を迎える今こそ謂号宣下が不要のものであったこととの認識を共有しなければならない」とその願いが記されています。

請願委員会では全会一致で議会の議に附することを要すると決定しましたが、残念ながら本会議では与党心ある興法議員団所属の請願委員4名は退席の反対により否決されました。反対理由は「本件については今後宗政調査会等で議論してゆく」という非常に消極的なものであります。

先の宗政調査会において、興法議員団の幹事長自らがその問題性を指摘していたにもかかわらず、与党内で論じられることもなく、等閑視されてきたことを暴露したものと言わざるをえません。このような結果に至ったことは、誠に残念でなりません。

今議会は、宗祖の御遠忌を目隠しに控えた任期最後の議会であり、議員に与えられたこの四年間を総括するとき、宗門を、そして宗政のあり方をエンジンとする最大のチャンスがありました。しかし、私たちの力及ばず、残念ながら興法議員団は従前の論旨に終始し、新たな一步を踏み出す絶好の機会を放棄してしまいました。

私たちは、せつかくのチャンスを見送ってしまいました。申し訳ないことです。責任の重大なるものを感じます。

今回請願が否決されたことは過誤の歴史を直視してゆく決意の欠如と責められても仕方ありません。これまで宗会で「不戦決議」を始め宗門の負の歴史を深く悔愧し表明してきた線上に「見真額」の検証もあつたはずですが、それにもかかわらず、今日また新たな負の歴史を刻んでしまいました。特に1981年の「新宗憲」施行にあたっては「見真大師」の名称を使用しない決断がなされ、2001年には授与物の御影名称を改正し、名称使用を取り止めた歴史があります。

提出された「請願書」は、「崇敬の場に見真額があることと願生淨土の尊い姿がそのまま真逆の世間の権威を崇敬の実現のために力を尽くす覚悟です。

## 「編集後記」

何故、宗議会は「見真額」を降ろすことの決断ができるかつたのでしょうか。

まず、(問題提起されている他の重要な課題と同じく)このことは面倒な問題だと考えている人たちが、(本当はそうではないにもかかわらず)降ろすことで自分たちが苦労をするから、とりあえず回避したということです。

そして、(他の重要な課題に対してと同じく)当初から課題に対し、硬直した答えを持つてしまっているということがあります。つまり、「見真額」を降ろさないという結論がますあります。そこに議論の余地や他者の言葉を聞く耳はありません。そのために様々な理屈を後付けしなければならなくなります。今回も、苦し紛れに何種類も作り上げられました。

「見真額」をもらって門信徒に元気が出て両堂再建への励みになつた。今回の御修復は明治再建と同じ状態にするのだ。宗門の世論を聞かなければ。参議会の意向は…。等々。要するに、自己を含めて、宗門を変えよう、変わりたい、つまりチエンジということを拒否したことになります。

そのことは結果として、宗祖親鸞聖人の精神、同朋会運動の願い、そして、宗教教団・思想集団としての存在理由を自ら裏切つたということになります。

これまで自分たちが言つてきたことを自ら裏切つてでも、ひたすらズルズルと宗祖親鸞聖人750回御遠忌へと暴走しなければならないのは何故なのでしょうか。

そこにあるのは、自分を守る姿勢だけだと言えば、言い過ぎでしようか。

私たちには困難な課題にも、なんとか真向かいになろうと考えています。

皆様の「意見を是非お聞かせください。

## ◆100七年五月「常会」議事録（一七一～一七七頁）

○藤内和光議員（宗議会 グループ恒沙 仙台）

次に、移ります。宗門の存立意義は、申すまでもなく教法宣布にあります。従つて、最も戒めるべきは、法義に悖る施策や表現を、宗門の名において、していいかと/orい事をあります。法義に悖る事、つまり、教えを覆い隠したり、教えを歪めたりするような事柄、表現あります。須彌壇收骨はそのことに関係します。ここでは、その他に二点、お尋ねをします。

はじめに、御影堂に掛けられている見真額についてであります。見真額に関する総長のご見解は、かつて聞かせていただいたところでは、ある先生の言葉を引かれて、「親鸞聖人がいただかれたものを作らが勝手に下げる事はできない」というご認識のようです。その先生がいつ発言された事であるのか、時代性という問題もありますから、その辺も考慮せねばならないでしようが、今はその先生のことではなく、そのような認識を示される総長のお考えを改めてお聞きしたいと思います。

今年は承元の法難八百年にあたり、二月九日には、当派の有志が呼びかけて開催したナムナム集会には八〇〇人を超える人達が、雨の中、全国から集われ、また、高田教区主催の御流罪八百年法要には、教区内外からあまたの人々が参加されたと聞いています。さらには、この九日には、東西両本願寺・浄土宗・西山淨土宗の有志が呼びかけて集会を持ちます。その問い合わせがすでに全国から来ており、

「見真額」は江戸時代後半より教団が画策し、一八七六（明治九）年に天皇より「宣下」された。その後一八八九（明治二二）年に「御影堂」を「大師堂」に改称した。一九八一（昭和五六）年に新宗憲が施行され、「御影堂」に名称が戻された。

名称を改称した年、一八八九年二月に大日本帝国憲法が施行され、四月に教団は「御影堂」から「大師堂」に改称したのである。

「見真額」を下ろす事で終わらない。先に下ろした天牌・龜山天皇の尊儀等歴史的検証物を隠すことなく資料として展示し、仰せでなきことを仰せとしてきた負の歴史を、これからも検証し続けていくことが願われている。

その為にも今回の御遠忌は、「見真額」を下ろして関心の高さをひしめしと感じています。

承元の法難をあらためて問い合わせるところには、教育基本法の改悪や国民投票法がバタバタとやつつけ仕事のように決められていくという状況のなかで、「主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨を結ぶ」と、厳しく権力

## 「見真額」を下ろして御遠忌を

8組 大嚴寺 長尾 正示

来年（二〇一一年）宗祖親鸞聖人の七五〇回御遠忌を迎える。「宗祖としての親鸞聖人に遇う」を基本理念としている。この「御遠忌」は教団の社会的使命—今後どのような教団になるか—が問われる。

高田教団は二〇〇七年に「宗祖の御流罪八百年法要」を勤め、そして御遠忌に向け「流罪からの出発」というテーマの中で聞法・研修を続けている。

今回の「御遠忌」には、かねがね指摘されていました御影堂正面に掲げてある「見真額」を下ろして厳修して欲しい。

「見真額」は江戸時代後半より教団が画策し、一八七六（明治九）年に天皇より「宣下」された。その後一八八九（明治二二）年に「御影堂」を「大師堂」に改称した。一九八一（昭和五六）年に新宗憲が施行され、「御影堂」に名称が戻された。

名称を改称した年、一八八九年二月に大日本帝国憲法が施行され、四月に教団は「御影堂」から「大師堂」に改称したのである。

「見真額」を下ろす事で終わらない。先に下ろした天牌・龜山天皇の尊儀等歴史的検証物を隠すことなく資料として展示し、仰せでなきことを仰せとしてきた負の歴史を、これからも検証し続けていくことが願われている。

その為にも今回の御遠忌は、「見真額」を下ろして関心の高さをひしめしと感じています。

承元の法難をあらためて問い合わせるところには、教育基本法の改悪や国民投票法がバタバタとやつつけ仕事のように決められていくという状況のなかで、「主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨を結ぶ」と、厳しく権力

ある者を糾弾され、さらにそれは糾弾するだけにとどまらず、同時に迷いに沈む権力者をも救わんとする念仏の教えを確かめたいという欲求があるからではないでしょうか。そういう時代状況だからこそ、権力を問い合わせる視点として、念仏の教えからそのヒントを得ようとして、それが関心の高まりに繋がっているのではないでしょうか。

越後の大地で、愚禿を名のり、権力への冷徹な眼をもつて、国家から認められた僧侶であることを捨て、九十年の生涯を非僧非俗として生ききられた親鸞聖人が、大師号の謡号を贈られる事を喜ばれるでしょうか。非僧非俗を生ききられた親鸞聖人と、見真大師とがどうしても一つには重なりません。総長は、そこに何ら矛盾がないという「理解」でしようか。もしそうであるなら、そのご領解を教えてもらいたいものです。

一九八一年に新しく宗憲が定められた時に、大師堂及び大師堂門が、それぞれ御影堂・御影堂門に改められ、明治天皇の宣旨をやりとりする行事を取りやめました。もし、大師号を大事にする事に問題がないのでしたら、何故、名称変更等が行われたのかその理由を示して頂きたい。今後も掛けられ続けるのでしたら、宗門における大師号の教學的見解を明示する事を要望します。如何ですか。

#### ○熊谷宗恵宗務総長（宗議会 真宗興法議員団 金沢）

以前に、ある総長が言われましたが、「私たち僧侶の嘗みは、すべてが葬式から出発しておるでないか」。じや、宗祖は葬式をどうご覧になつたか、宗祖は葬式をやられたのだろうか、そんなことを今ふつと思い出したようなことでござります。

多くのお尋ねの中で、いわゆる「見真」の額についてのみの方からお答えをいたします。

確かに一昨年でしたか、藤内議員、ただ今と同様なお尋ね

がありまして、当時、私であつたか安原參務であつたかがお答えしたかと思います。「見真」ということの教学的意味と、こうおっしゃいますが、「ご承知のように「見真」という言葉そのものは、大經下巻の「慧眼見真、能度彼岸」（慧眼真を見て能く彼岸に度す）。そこからとつた言葉だと言われております。

この額につきましては、私は『教化研究』のなかで、教研から鶴見研究員がこの大師号について研究論文を発表されておりまして、もちろん議員もお読みかと思いますけれども、あれを読みますと、明治九年に明治天皇から大師号が謡号される。當時、嚴如上人は大変お喜びになつて、さつそく大教院へ行つて頂戴したと。それから三年後の明治一二年には、いわゆる額そのもの、勅額がご下賜になると、いうことで、これも受け取る。それはある意味、明治の仏教が國家のそういう権力に擦り寄ったという面は私も否めません。

ただしかし、当時、法難とも言える廢仏毀釈で、宗門は非常に疲弊した空気であつたろうと思います。もちろん両堂は焼けてございません。その明治天皇から勅額がご下賜になるということを、恐らく当時の門徒は大変喜んだでしょう。いただいた額を、さつそく掲げるところの両堂を建てねばならんと。皮肉にも、この大師号・謡号のご宣下が両堂再建への意欲につながつたと。

私は、そういう当時の歴史を見たときに、なるほど昭和五十六年、宗憲改正の折に、大師堂あるいは大師号というものを廃せられておりますが、しかし「見真」という言葉そのものが書かれておる額まで下ろす必要がないという当時の方々のご判断によつて、現在も掲額されておるということであります。

まことに宗門は八百年の歴史のなかで、現実社会のなか、あらゆる荒波のなかを潜ってきたわけでありますけれども、

この両堂再建とあわせて、この掲額を考えたときに、あなたにそのことをもつて直ちに下ろすというようなことは私の心にはないのであります。内局でも、あの額について今後どうするというような議論は始まつておりませんことをお伝えして、答弁に代えさせていただきます。

#### ◆一〇〇八年五月「常会」議事録（一一二一～一二九頁） ○三浦長議員（宗議会 グループ恒沙 岡崎）

次に、「見真」額についてお尋ねします。

同僚議員の再三にわたる質問に、総長は「明治の仏教が國家のそういう権力に擦り寄るという面は私も否めません」が、「あながちにそのことをもつて直ちに下ろすということは私の心にはないのです」という趣旨のご答弁でした。

そのことを踏まえた上で提案があります。これまで数回に亘つて参拝接待所ギャラリーで開催されてきた「非戦・平和展」において一度「見真」額を下ろして展示し、大師号の意味や当時の経過と時代背景等をパネルに掲示し、問題提起ということで、宗門関係者ははじめ一般参詣者に公開することは考えられませんか。総長のご意見をお伺いします。

#### ○里雄康意參務（宗議会 真宗興法議員団 大垣）

まず、「見真」額についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のように「見真大師」とは一八七六（明治九）年、明治天皇より宗祖に対しても送られた謡号であります。この「見真」という言葉は『大經』下巻「慧眼真を見て能く彼岸に度す」に依ると言われています。この大師号については、これまで宗門の近代史を検証する過程において、戦前の天皇制国家と宗門との関係の問題が指摘されてきている

ことあります。こうした歴史を踏まえ、宗門では一九八一年の「宗憲」改正に際して、新「宗憲」での大師号使用を止め、また二〇〇一年には本山授与物の大師号使用を廃止してきましたことはご存じのとおりであります。引き続き、この近代史の検証作業を継続し、教団の社会的位置づけを検討し、課題を明確にしつつ宗門の方向性を考えていきます。

## 九 教区会での議員提案書

高田教区教区会での議員提案は次のものである。議員総数（採決時）二〇票のうち賛成一二票で採択され、議長から宗務総長へ渡されたことが報告されている。なお『二〇〇九年度高田教務所事務連絡事項（教務所長巡回資料）』（三〇頁）に全文が掲載されている。

### 二〇〇九年度教区会議員提案

「謚号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示する」ことをすみやかに検討することを求める決議

先の宗祖親鸞聖人七〇〇回御遠忌法要を勝縁として展開された真宗同朋会運動には、「心から親鸞聖人の教えによって信仰にめざめ」「全生活をあげて本願念佛の正信に立つていただきための運動である」と明確な指針が謳われ、「それは人類に捧げる教団である。世界中の人の眞の幸福を開かんとする運動である」と感動的な宣言がなされています。

その純粹なる信仰運動によって、この身この世の様々な課題が明らかとなり、その課題を自覚自証して行く歩みが、戦争問題・靖国問題・部落差別問題・ハンセン病問題・脳

死問題・死刑制度問題・教育基本法改正問題等々として具體化されきました。

そのなかで懸案であつた「見真大師」という謚号の問題

については、一九八一年六月一日の新「宗憲」から「見真大師」の名称を使用しないことを決断し、大師堂・大師

堂門の名称もそれに本来の御影堂・御影堂門に改められました。二〇〇一年七月一日には授与物の御影名称を改正し、「見真大師」「慧燈大師」の名称使用を取り止めることになりました。

しかし御影堂には未だに問題の謚号額が下ろされることなくそのままの状態となっています。「宗憲」には、真宗本廟は「本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場」と謳われているのですが、その崇敬の中心に謚号額があるということは、願生淨土という尊い姿が、その真逆の世間（穢土）の権威を崇敬し礼拝する姿をつくりだしていることになります。それでは教法宣布の根本道場でなく親鸞聖人の教えに背く場となってしまうのではないか。

宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌法要を二年後にお迎えしようとする今、宗祖の開拓された本願念佛の教えにあらためて身を据え直し、「見真大師」という謚号を渴望した宗門の歴史が何であったのかを検証し、そのような謚号宣下が不要のものであったことの認識を共有しなければなりません。

このことはこの度の御遠忌法要に浄土真宗のいいのちを吹き込むことになると考えます。

今第五〇回宗議会において内局は、「見真額を宗門の重要な課題として、あらためて認識するものである」「早急に宗務審議会等の検討の場を作り、十分な課題の共有と宗門世論の帰趨を待つて、しかるべき行動に移るべきである」との見解を示されました。

よって、重要課題である「謚号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示する」ことをすみやかに検討することを求めます。

する」ことを求めます。

真宗大谷派宗務総長 安原晃 殿

二〇〇九年七月二十四日

## 「親鸞」の名のりと「見真」

3組 大泉寺 比後 孝

謚号とは、死者に贈られる名であるが、天皇によつて授けられる場合は、生前の名を奪う与奪の名ともなる。それは真宗門徒にとっては「親鸞」の名のりにおいて選び歩まれた佛道を忌避させる名である。

謚号額は、我々に、靈魂と罪福の信仰である内なる民族信仰との対峙と、真宗念佛者としての国家観とを問うていて。天皇から大師号を受けそれを誇ることは、天皇制支配の歴史を肯定し、天皇制軍国主義体制の下、天皇に直接臣従し、國家佛教化している他の旧佛教教団の諸宗派と肩を並べ公認されることを、教団存立のための国家観とすることであった。

いま一つ、宗門の公式見解では、「見真」の名は『大無量寿經』の「慧眼見真 能度彼岸」の文を出典としているという。しかし、衆生を彼岸に度せるのは佛・菩薩であつて、この名を親鸞にあてるとは、親鸞その人が我々の救済を審判したり救済者そのものになることを意味することとなり、到底容認できることではない。

## 真宗大谷派高田教区教区会

一〇〇九年七月二十四日

提案者 宮本亮二(印)  
 賛同者 繁原 易(印) 千名哲爾(印)  
 菅澤紹隆(印) 堀前恵裕(印)  
 黒坂克己(印) 老野生常昭(印)  
 長尾正示(印) 岩崎英宣(印)

るくときである。断じて、布施経済習性の、寄せれば集まる組織になれて、衆から貢うときではない、与えるとよくする、美しくする、功利でできない偉大なる文化をも生んで行く。

その布施経済に絶息を告げないためにも、どうか、今日の本願寺教門が、そうあるように祈つてやまない。

もし、それを行いうれば、それこそ蓮如上人の大遠忌は、無数の蓮如を、今日に生むことになる。

本願寺は、裸になる。しかし、本願寺は亡びない。やがて日本の地上に、新たなる彩光をもつて多くの心を救うであろうカソリック教と相並んで、浄土真宗の鐘も、世界的に鳴るであろう。

(『われ以外みなわが師』大和出版二三八二四六頁)

## 十 教団問題を考える視座（提言の紹介）

ここには、われわれの教団の問題を考える視座として、これまでに教団に関して提言されたものを紹介した。それは次のものである。

1. 柏原祐泉（元大谷大学教授）  
『近代大谷派の歴程』
2. 廣瀬果（元大谷大学学長）  
『淨土真宗の証し事一天牌撤廃におもう』
3. 和田稠（大聖寺教区淨泉寺元住職）  
『信の回復』
4. 宮城顕（元教学研究所長・元九州大谷短期大学名誉教授）  
『真宗の基礎』

5. 児玉暁洋（元教学研究所長）

『真宗と靖国―同朋社会の顯現』

竹中智秀（前大谷専修学院長）

『浄土を本国としてこの世を生きる』

『眞実の國創り、ひと育て』

### 柏原祐泉『近代大谷派の歴程』

（前略）以上の法主制の性格は、教学的な問題のみならず、

教団運営の上でも種々の問題を持ちつけたとおもわれる。すなわち、法主は先の「綱領」や「寺法」の内容からもわかるごとく、教団の唯一絶対の統率者とされたから、教団の各時点における運営上の責任は、江戸時代以来の前例による法主の消息によつて公示され、法主個人の意志表示の形で布告されることとなり、それは原則的に教団の総意を結集し表現することとなり、それは原則的に教団の総意をもつとも象徴的に感じさせられるのは、両堂の再建とそれに伴う相続講の結成に関してである。

### 両堂再建

一八六四年（元治元年）の兵火で全焼した両堂の再建は、幕末から維新期の時代変革のなかで、度重なる幕府や新政府への献金や、北海道開拓等々の出費などとも絡み、宗門挙げての大事業であったが、それは早くも一八六七年（慶應三年）九月五日に書立と直命が出され、意志表示がされた。

その書立には、「御門跡様にも追々御老境に趣かせられ、何歎に御心急之御事に候へ者、尊慮之程深汲得し奉られ、……木石等御寄進申上げられ候様」と、嚴如上人の切々たる願いが示され、直命にも、「遠くは代々え対し、近くは前住（達如）上人の遺慮に対し、未再建の催もなさず等閑にもつてゐるはずのものを、戸々に訪ずれて、与えてあ決して、物質をいうのではない。宗教家ならば、無限にもつてゐるはずのものを、戸々に訪ずれて、与えてあ

る予が苦慮の程を一同に汲得て、……懇念の取持あるべき様厚頼む。」といって、上人の苦衷が披歴されている。それは、法主に荷負された責任において発示された表現であり、言裏にその痛切な心境が窺われるが、しかしこの表現は、再建への懇念があくまで法主への奉仕という形で、示されねばならなかつたことを示している。

実際に両堂の再建に着手したのは、一八七九(明治十二)年に宗祖の勅額を受けたのを機としてであるが、その年五月の書立にも、「弥以両堂再建ノ時節到来ト……此度更二建築着手ノ儀断然御決定相成、」といい、同年十一月二十六日の消息でも、「此ときいよ／＼再建を企てすんば、予(嚴如上人)が当職もたちがたきをや。……予も年齢六十三歳にいたれり。あはれ存命の内に此再建を大因縁として、いよ／＼法義を興隆し、……」と述べて、同じく法主の意志表示として、着手が公示されている。

もちろん、この表現が、たんなる個人的意味でなく、教団的公人としてのものであることは、先述來の法主の性格から明らかである。しかし、法主が江戸時代以来の教學上、教団上の実態的な唯一の教權を保持する以上、右の消息等が法主の個人的専權の表現をとつて発示されているのは、当然なことであつた。

したがつて、右の書立て、「抑 大堂ノ造當ハ名利勝他ノ義ニアラズ。ヒトエニ仏祖崇敬・門末教導ノタメナレバ、有縁ノ道俗此擧ヲ以テ仏法興隆ノ大因縁トアヒコゝロエ、」と、再建が門末の信心喚起の動機と位置づけされても、少なくとも消息や書立ての表現の上では、法主への奉仕の形をとり、決して、門末の総意を信仰へ向けて端的に結集し実能化した形での、全体内な意志決定による再建として、表示することにはならなかつたのである。

それは、一八九五(明治二十八)年四月に両堂の遷仏・遷座式が終わり、五月十二日に発せられた「御満足之御消息」

でも、「此再建は前住(嚴如)上人多年の宿願にして、日夜に深く苦慮したまひしどころ、……またく門末の懇念のあらはれなれば、(嚴如上人は)彼蓮華藏界のうちにして、この莊嚴をみそなはし、定めて喜びましまさむ。かくてこそ遺訓もむなしからず、予(現如上人)が辛労のかひもありけれど歎喜の思ひ胸にあふれ、坐に感涙を催すばかりなり。」と縷々感激の心情を吐露されている場合も、同じことがいえるであろう。

ところで、再建の完成は文字通り「またく門末の懇念のあらはれ」によるもので、再建の進捗情況を詳しく報じた『開導新聞』によると、その懇念の内容には實に多くの門徒大衆の、生活までをかけた献納も含まれていたことがわかる。献納の主要なものには、總瓦、總埴、用材、敷石・礎石、毛綱、手伝人夫等があり、また用材の伐り出しに多くの尊い犠牲者まで出したことも、よく知られているが、その他、貧困生活からの種々の「御取持」が報じられている。

二、三を紹介すれば、伊予国の某貧農夫婦は五、六反の小百姓で六人の子持ながら、子ども用に残してきた綿十貫目を献納し、豊前国の某信女も貧困で余財一錢もなく、機織り中の木綿を外して進納し、同国某農民も貧困のため日々使用の鋤を外して、再建の万分一にと差し出し、三河国の某貧農夫婦も長女を奉公させて一年分の給金十円を献納し、羽後国の芸妓某もその地方流行の姪子大黒の手踊りをして回り、祝儀代五円余をそのまま上納し、伊勢国の中も一家の糊口成難い状態で、きせるとタバコ袋を献納し、再建中禁煙したタバコ代の上納を申し出で、美濃国の中二歳の老夫は藁草履を作り、売却の五円を石築費用に献じた、等々とある。

(前略)ところで、右のことく法義相続が「宗祖以来伝灯御相承」の唯一の善知識としての法主による「法義ノ正不ヲ決判」する専權に隨順して行われるべきものとされる形態は、江戸時代以来の法主制が、あたかも明治以後の神格化された天皇制とそのまま照應した感をもつが、本来的にいって、自覺的な信仰は内發的、主体的なものであり、外發的な専權への隨順とは相反する性格をもつといえよう。それは、法主といえども、本義としては、宗祖が「みな、(石)いし・かわら・つぶての」とくなるわらなり」(『唯信鈔文意』、傍点筆者)といわれたことと、先の「趣意書」のいう「愚夫愚婦ノ類」と同格の本願教濟の対象であるはずだからである。

したがつて法主制は、教団の俗權的な統治力は行使しても、教団が本義とする信仰上は、本来的には、あるいは少なくとも個人間的救濟にめざめる近代においては、矛

盾した性格をもつといわねばならない。もちろん教団が同信者の集団である以上、「銘々自己ノ僻案ヲ募」ることが許されるはずもないが、ただ信仰の確かめは、本来は自己と本願との出会いにより明確にされるべきもので、その教団における當みは、おのずから御同朋御同行の相互信頼から運営される方向があるものと、愚考されるところである。國家の主権が神聖不可侵とされる天皇(旧「帝国憲法」)にあれば、国民の眞の自主独立の保証が約されないこと、教団に専権的な法主の信仰への「決判」制が認められれば、門末大衆の眞の主体的、自覺的な信心への道を阻むことにならぬないであろう。

のみならずそれは、法主制に連なる教団の貴族意識や権威主義を助長し、その対極としての「愚夫愚婦」という門末への愚民觀を払拭しえない構造をもつといえよう。ある

いはまた、法主を門跡と仰ぐ貴族主義から展開する、寺格や堂班の差別的性格を、教団維持の手段として、否定しえぬこととなるであろう。

このようにみれば、少なくとも法主制下に運営される相続講は、募財の有力手段とはなりえても、それが願いとして掲げた法義相続という眞の目的を満たすことには無理があり、ひいてはこの構造での募財にも自ら前近代的な限界があつたといえるであろう。

### 部落問題に対する取り組み

(前略)以上、近代大谷派の歩んだ過程をよく概括的に考察したのであるが、要するにその大筋は、常に時代の政治的、国家的動向と歩調を合わせて進んだもので、それは以後の昭和前期においても、その調子を増幅することはあっても、変ることはなかった。それを一貫するものは、前述の「ごとく仏法と世俗の等値化、同質化の方向で、そのため仏法は世俗のなかへ無批判、無制限に埋没し、仏法を世俗化させ、仏法の普遍性、世界性や、超俗的次元における

人間解放の本質等を、歪曲させてゆく」ととなつた。

もちろんそれは、近代以前の永い封建時代からの當為の継続によるもので、その払拭と本義への回帰は容易な事柄ではない。「ここで、われわれはまず、その歴史における宗門の実態を、真宗開闢の仏法の眼を通して、もう一度見つめ直すことから、出発すべきであろうとおもう。

（『宗門近代史の検証』「宗報」等機関誌復刻版・別巻  
三〇三三頁）

### 廣瀬果『淨土真宗の証し事—天牌撤廃におもう』

夫拠テ諸修多羅ニ勘シテ真偽ニ教誠外教邪偽異執者涅槃經言帰ニ依於ニ仏者終不三更帰ニ依其餘諸天神ニ略出般舟三昧経言優婆夷聞ニ是三昧欲ニ学一者乃至自帰ニ命仏帰ニ命一法帰ニ命比丘僧一不得ニ事ニ余道一不得ニ事ニ于天不レ四得ニ祠ニ鬼神一不得ニ視ニ吉良日一上又言優婆夷欲ニ学ニ三昧一乃至不得中拝ニ天ニ祠中神略事ニ鬼神ニ抄出論語云季路問事ニ鬼神ニ子曰不ニ能ニ事ニ人焉能

『顕淨土方便化身土文類』の末巻は、このように書き出されている。そして、その末巻の本文は

淨土宗のなかに、眞あり仮あり。眞というは、選択本願なり。仮というは、定散ニ善なり。選択本願は淨土真宗なり。定散ニ善は方便仮門なり。淨土真宗は大乗のなかの至極なり。方便仮門のなかにまた大小權実の教あり。

というお言葉があるが、わたしは、この一文を拝讀するたびに、親鸞聖人とり「淨土真宗」という四字は、単なる宗派名でないのみではなく宗名でもなかつたのではないかと思えてならない。それは、親鸞聖人における大乗仏道の確認の言葉であったと思える。なにをどのように確認するのかといえば、この『末燈鈔』の文からも充分に窺い知ることができるように、師法然により人間の歴史のただ中に開かれた淨土宗こそが「大乗のなかの至極」であるという、そのこと一つなのである。その確かめをするために「眞」と「仮」とを選び、その内実を「選択本願」と「定散ニ善」とに分かち、それを「淨土真宗」と「方便仮門」と判別し、『淨土真宗』を「大乗のなかの至極」とし、「方便仮

かという問い合わせである。徹底して自問である。しかし、決していわゆる自己反省といった私的な問い合わせではない。淨土真宗の門徒として生きると云うたわたし自身に対する、淨土真宗なる仏道からの問い合わせである。わたしの歩むべき道が、歩むわたしの姿勢を厳しく問うてくるのである。そうした質の自問のもとに、わたし自身の歩みの曖昧さが次から次へと暗示されてくる。

『顕淨土真実教行証文類』、すなわち『教行信証』六巻のなかで、親鸞聖人がその約三分の一の分量をそれに当てるのが『顕淨土方便化身土文類』であり、しかも、この一巻だけは、はつきりと本・末の二部に分けて記されている。そこに、わたしは改めて、淨土真宗を開闢しようとした聖人の本意を思い見ないわけにはいかない。『末燈鈔』

門のなかにまた大小権実の教あり」と言い切るのである。すなわち「浄土真宗」という言葉で確かめられていることは、「真」なる「浄土宗」は「選択本願」を内実とする「大乗のなかの至極」の仏道であるということに外ならないのである。

ところで、そのような「大乗のなかの至極」である「浄土宗」こそは、二〇〇〇年の仏教の歩みが自ら保持しつづけてきた観念性を捨棄し、人間の具体的現実を過不足なく成満する道として、なまなましい人間の歴史のまつただ中に開示された仏道である。したがって、人間内的ないかなる関心も、その仏道の素因とはなり得ない。徹底した仏の道であつて、向上的な人間の道ではないのである。その徹底的仏道がなまなましい人間の具体性のただ中においてはたらくのである。まさにこのよつた大乗のなかの至極の仏道のいのち、それこそが「選択本願」なる「念佛」なのである。

わたしは「浄土真宗」とは親鸞聖人における確認の言葉であると言つた。なぜそのようなことを言うのかといえれば、「浄土宗」なる仏教は、人間ににおけるいかなる具体的な生活態をも選ぶことなく自己自身とし切つて、「大乗のなかの至極」であることを証しする仏道だからである。人間のいかなる諸関心をも払つて、人間をすつかり包み切る仏道、それが「浄土真宗」として確かめられる「大乗のなかの至極」なのである。

しかし、そうであればこそ「浄土真宗」は、常にたゆみなく人間関心のなかへ仏教をひきずりこみ、仏教を擬似仏教へと変質せしめる事実を鋭く見据え、それを排除しつづけなければならない。それが、「浄土真宗」であることの唯一の証しからである。『教行信証』六巻のなかにあって「方便化身土巻」だけが、本・末の二部に分けてまでして記述されなくてはならなかつた、もつとも具体的の意味を、

はつきりとそこに見定めるべきである、と、わたしは考える。大胆に言えば「方便化身土」という、そのことこそが「浄土真宗」の証し事なのである。それは、人間の具体的現実態こそが、大悲なる方便摂化の仏身の世界であるといふことだからである。人間の生活態の外には大悲方便摂化の仏身の土(世界)がないという、そのことに徹すること以外に大乗の仏道はないという確かめ、それが「浄土真宗」という仏道の証しなのである。人間の現実、それが仏道の全般的に能動する場であると言い切れる仏教が明らかにすることは何か。それこそ、最初に引用した二つの文によつて明白にされているのである。親鸞聖人は、「それ、もうもろの修多羅に拠つて真偽を勘決して、外教邪偽の異執を教説せば、涅槃經に言わく」と記している。すなわち、仏道の真偽を勘決して外教邪偽への転落の危機を、如來入涅槃の遺教を聞くことを以て教説しようとするのである。如來の遺教を聞く仏弟子として仏道の真偽を勘決し、外教邪偽への異執による転落を教説するのであり、その遺教は「仏に帰依せば、ついにまたその余の諸天神に帰依せざれ」という一事に尽きるのであり、その具体的様態を押さえれば、余道に事え、天を押し、鬼神を祠り、吉良日を見る、といふ人間の内なる不安に基づく擬似宗教の否定であり、さらには、天を押し、神を祠祀しようとする外的な權威への隸属の拒否なのである。そのことによつて、「浄土真宗」が「大乗のなかの至極」として確かめる仏道は、「人、いづくんぞ鬼神に事えんや」という尊嚴なる人間の自立に外ならないのである。思えば、親鸞聖人によつて「浄土真宗」として明らかにせられた大乗の仏教は、具体的に明白な仏道なのである。しかし、それが淳乎として淳なる仏道であるが故に、われわれはいつしか人間の諸関心のもとで、それを非佛教化する。無慚無愧のきわみと言つべきではないか。

親鸞聖人の門徒にとつての礼拝の本堂である阿弥陀堂に「天皇尊牌」が置かれており、そのことを信心の事実として、ほとんど真剣な課題とせずに今日に至つたということは、空洞化した信心の現われであつたと言わざるを得ない。今回の天牌撤去は単に教団近代化の一行為ではない。あくまでも浄土真宗の信心における真偽の決判であることを銘記すべきである。

(『真宗』一九八二年(昭和五七年)五月号六八頁)

## 和田稠『信の回復』

### 「四 真宗教団の課題 1、顛落の歴史—聖人への反逆—」

#### 権力との握手

親鸞聖人によつて開闢された「浄土真宗」が真実の教であり、人類普遍の救済の原理であり、したがつて現代日本を開く民族の指標であるとしても、本願寺教団によつて具象化されている「現実の浄土真宗」はどう見ても聖人の教えを宗としているとは言えないではないですか。靖國を習俗信仰の系譜であり、権力と離がたい民族の業だと批判しながら、真宗教団自身が本山から一般寺院にいたるまで、本質的に習俗化し、権力化してしまつてゐるではないか。真宗教徒自身の信心が閉鎖的な民族意識の枠の中へすっぽりとはまりこんでしまつてゐるのではないか。それでは靖國を批判する資格が無いではないか。

私たちは今、内外からのこうした鋭い逆批判の前に立っています。「外なる靖国」を告発しようとすると、まさに私たち自身の「内なる靖国」が告発されているのです。

内外からの告発というより、それは何よりも私自身の自己告発でもあります。

聖人の正統を自任する本願寺教団が、このような告発をうけねばならぬようになつた事態については、これもまた日本人の民族の業としてかんたんに片づけることのできるものがあります。

すでに見てきたように、浄土真宗はそれが真実の教であり、希有の教である、まさにそのことのために、民族の習俗社会一般からすれば「異端の宗教」でありました。といふことは、日本人の他のすべての宗教に共通する重要な諸要素が親鸞聖人の教えの中にはほとんど欠落してしまつてゐるということです。民族の神々を信仰対象として許す本地垂迹、家・祖靈にかかる追善菩提、國家権力を宗教の中で位置づけようとする鎮護国家や王法仏法、宗教的実践としての造像・造塔や儀礼の重視、除災招福にかかる祈禱その他の呪術的行為、これらはすべて日本人の宗教としては昔も今も欠くことのできぬ重要な要素ですが、これらどのれひとつとして聖人の教えの中に見い出すことはできません。

私たちはそこに民族の業障を踏みぬいて開かれた聖人のしたたかな世界を仰がずにはおれません。しかもひとたび聖人によって開かれた世界は、決して聖人一人にとどまるものではなく、綿綿として幾千万のわれらの父祖の生活を開いて、今日の私たちにまで開かれてある事実を思わずにはおれません。念仏の信が、個々の行者にとつてふたたび流転に退転することのない「不退の位」の確認であるなら、民族の歴史の上にひとたび開けた精神の覚醒もふたたび民族の業に閉ざされることはないはずです。

そうすれば、現在、前記のような告発を受けねばならぬほどの教団一般の実態を招いた決定的な事由は何か。それは真宗教徒であるうとも日本人であるかぎり民族の業のも

よおしを免れることができなかつたのだと簡単に結論づけることができます。決定的な事由は、聖人以後、教団指導層によつて聖人への意図的反逆が行われたことにあります。ひとことで言えば、組織体としての教団の保身のための権力への迎合、癒着が計られたことに帰してよいかと思われます。そのことをいま教団の歴史の上に詳しくあとづけるいとまはありません。ただとくに織豊政權成立以後、江戸幕藩体制を通じて、わが国の中央集権的支配機構が確立する過程に即応して、教団と世俗権力との癒着が急速に進み、それとともに教団自体が本山を頂点として本寺と末寺、寺と檀家という世俗的支配体制を強化していくった事實に注意するだけで十分です。

このことは「余のひとびと(領家・地頭・名主等)を縁として念佛をひろめんとはからいあわせたまうこと、ゆめゆめて念佛をひろめんとはからいあわせたまうこと、ゆめゆめあるべからずそうろう」と権力との握手によつておこる信の空洞化を極力警戒して、きびしくいましめられた聖人の教誡に対する重大な反逆というほかはありません。

### 教義の歪曲

権力との握手は日本においては、ただちに習俗信仰、神仏習合との握手を意味します。聖人の怖れられたとおりに、専修念佛の教え自体がゆがめられ、空洞化されていったのです。

かつて、権力と手を握り、みずから権力の座につくことによって、仏教とは外儀のすがたばかりで内実は外道に堕しあわつたと聖人の悲痛されたあの聖道諸宗のたどつた道を、今や真宗教団が志向することになったのです。聖人の教えの中に見ることのなかつた本地垂迹、追善菩提、王法仏法などの前に述べた民族宗教的諸要素が次々と教団の中に持ちこまれ、奇妙な折衷、融合がはかられました。そして人間解放の光であり、庶民の生きる力であつた聖人の教えが、支配体制の側からの民衆教化、思想善導の役割をに

なうことになつたのです。

世俗権力と民俗の神々への隨順が、教徒の守るべき<sup>おさへ</sup>捉として掲げられ、体制による人々の苦難は、因果應報の理による前世の約束であり、それを忍苦しアキラメることが娑婆のならいだとされました。現実生活とのかかわりはもつぱら家族社会の内部に限定され、そこでは親と子、姑と嫁間に封建的人倫道德が強調されました。報恩の名によつて祖靈の追善菩提が善根功德視され、救濟の確証は死後の未來に持ち越されてしまいます。念佛は閉ざされた現実の中の恩寵となり、生活と離れた心情世界で信のよろこびが説かれるようになつたのです。その当然のなりゆきとして専修念佛・一向不拜・悪人正機・信心正因・現生不退・諸仏等同・仏恩報尽という真宗の本領ともいうべき聖人の教えの核心が抜けおちていつてしまつたのです。

これはあきらかに聖人に對する教団の裏切りであり、背信行為であります。教団といつても、それは門徒大衆の墮落による信の衰弱がもたらしたものではなく、教団の内部分化によつてみずから権力化した上部指導層によつて、意図された撫民政策の帰結と言わねばなりません。念佛の信によつて曠劫多少の流転を離れ、民族の業繫からさえ解放され、現実とのきびしい対決を通して、たくましく生きぬこうとする門徒大衆のエネルギーを、いかにして体制の枠の中に眠りこませるかということに、指導層の関心と努力が集中されたのでした。「領家・地頭・名主のひがごとすればとて、百姓をまどわすことはそつらわぬぞかし」と眞実信心の正しいない手を現実に生きる民衆の上にあやまちず見だめておられた、聖人の眼光のたしかさを、あらためて確認させられる次第です。そして「仏法をばやぶるひとなし。仏法者のやぶるにたとえたるには、『師子の身中の虫の師子をくらうがごとし』とそうらえれば、念佛者をば仏法者のがぶりさまたげそつらうなり。よくよくこころ

えたまうべし」という恐ろしいばかりの確言の、そのとおりにふるまつたのが、みずから仏法者をもって任ずる教団の指導層であったのです。

(同朋選書16 一五六～一六一頁)

### 宮城頸『真宗の基礎』 「諸寺の釈門、真仮の門戸を知らず」

(前略)特に私どもの教団の場合は、いわゆる「教団問題」ということばで呼ばれる問題が起こつて、あらためて教団とは何かということが問われました。

そのなかでひとつ印象に残つておりますのは、西谷啓治先生がおっしゃった、「教団は火屋である」ということばでござります。火屋というのはランプやガス灯などの火をおおうガラス製の筒です。教団というのはその火屋みたいなものだという言い方をされました。つまり火屋がないと

ランプの火がすぐ風で消える。大事なのはその火なのですけれども、その火を守り伝えるという、その火を伝えいくためには火屋がないといつべんに吹き消されてしまうと、けれど火屋はあくまで炎を守るところに意味があるので、火屋自身が自己を主張したら、おかしなことになると。「教団火屋説」という、そういうことで確かに西谷先生がおっしゃつたことがございまして、非常に印象に残つております。

(中略) 真なるものは常に仮という形においてしか表現されない。ただ、その表現されたものは常に自らの在り方を否定して真なるものへと心を振り向けていくということが大事なわけでございましょう。

諸寺の釈門はその仮なるものを真とし、自らを絶対的なものとして、自己の在り方を正当化する。そして限りなく世俗化していく、世間のものになっていくという意味をも

つことになるのでしょうか。そういう仮なるものが仮であることの自覚を失うときに、自己の正当化・絶対化ということが必ずそこに結果してくるのでござります。

(東本願寺出版部 一七八～一八〇頁)

### 児玉曉洋『真宗と靖国—同朋社会の顕現』

#### 「真宗」の私有化

かつて私達は「大谷家は教団を私有するな」とか言つて、大谷家に向かつてアピールをしたが、今はどうです。

大谷派は、真宗を私有するな」と。真宗は「大谷派」のものではないのです。もちろん「本願寺」のものでもない。無意識の中に、「大谷派」は真宗を私有化しておるのでないか。それがこういう表現になつて現われているのではないか。

「真宗」は十方衆生に開かれている。「真宗」そのものが体制に妥協する、そんなことはない。「大谷派」が妥協したことのないことです。本願寺教団」がやつたのです。もし、真宗が

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

#### 「真宗・大谷派」

(前略)私は、はつきりと「真宗・大谷派」と言います。真宗の教えに依つて生まれる教団は、無限の形をとり得るのです、原則としては。それが、たまたま、日本の歴史的、

社会的条件の中でとつた一つの形にすぎないということです。大谷派というものは、

そこに、「真宗」は「大谷派」の批判原理である。だから真宗大谷派は、単なる「大谷派」ではなくて、「真宗・大谷派」なるが故に自己自身の中に自己を批判する光をもつてゐる、真宗として。それ故にまた、そこから、自己を変革する、教えに照らして、自己を変革する根拠もまた持つてゐる。だから、この絶えざる緊張関係の中に「真宗」と「大谷派」はあるのだと言いたいのです。

(北海道教区教化委員会 一四貢～一五貢)

### 竹中智秀『浄土を本国としてこの世を生きる』

(前略)教団の歴史といつても、全部天皇制に關係するわけです。本願寺になるといつても、これは勅願所(注3)という

ことで公になつたわけです。また、門跡になるというのも五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

五摂家(注4)の九条家とか近衛家とかと猶子(注5)関係を結んで、初めて門跡になつていくわけですから、それは親鸞聖人の血脉(法脈)を否定して、天皇の血統を立てたということです。ですから、本願寺教団にとっては、天皇制という

#### 「真宗・大谷派」

(前略)私は、はつきりと「真宗・大谷派」と言います。真宗の教団は、単なる「大谷派」ではなくて、「真宗・大谷派」なるが故に自己自身の中に自己を批判する光をもつてゐる、真宗として。それ故にまた、そこから、自己を変革する、教えに照らして、自己を変革する根拠もまた持つてゐる。だから、この絶えざる緊張関係の中に「真宗」と「大谷派」はあるのだと言いたいのです。

つて天皇制を問うたということです。これは教団では初めてのことです。同和の名称を改正して、もう用いないのだとというのは、これは正面切って天皇制を問うたということです。

(注3)勅願所……天皇の勅命によつて國家鎮護・玉体安穏を祈願した社寺。

(注4)五摂家……鎌倉時代以来の、摂政・関白に任せられる家柄。近衛・九条・二条・一条・鷹司の総称。

(注5)猶子……兄弟・親戚、または他人の子を養つて自分の子としたもの。名義だけのものと、世継ぎとするものもある(『広辞苑』)。今この場合は、名義上の親子関係ということである。(編者)

(注6)天牌……天皇の宝称ならびに聖寿無窮を祈るため、本尊の脇に安置する牌。

(注7)見真大師……明治天皇が親鸞聖人に付した諡<sup>おくりな</sup>。

(樹心社 二二三~二一四頁)

### 竹中智秀「眞実の国創り、ひと育て」

#### 体質化している神國思想

(前略)だから靖国問題でも「同和」問題(注1)でも、神國思想が体質になっていますから、本当に見えません。しかしだからこそ、本願に帰して浄土を願生する者に成ったということは、同時にそういう問題をはっきりと「問題あり」と言い切つていくことです。そのことが法義相続ということです。

(注1)「同和」問題……二〇〇五年、真宗大谷派は「同和」という言葉を使わないことを決め、以後「解放運動」という言葉を使用している。

(樹心社 三二二~三一四頁)

## 高田教区靖国問題研究班における「見真額」問題の学びから

靖国問題研究班副班長 藤島 直

①真宗大谷派宗憲前文には「わが宗門の至純なる伝統は、教法の象徴たる宗祖聖人の真影を帰依所として教法を聞信し、教法を生きる同朋によつて保持されきたのである」と明記されている。

「教法の象徴たる真影」の主、親鸞は朝廷より与えられた姓名を拒否して「非僧非俗」を宣言し、「愚禿」を姓として生き抜かれた人である。だとすれば、同じく「教法を生きる同朋」たる私たちもまた「愚禿」を姓として生きる身である。宗祖と同じ「愚禿」として、宗祖と同じ教法とともに生きているにもかかわらず、国家から与えられた「見真」の名を真影の上に掲げ続ける事は、教法に対する宗教的権威を超えた国家的権威の付与を私たちが認めた事を意味する。

つまり、このまま「見真額」が掲げ続けられるという事は、宗憲に示されるような「教法を聞信し、教法を生きる」生き方を教団自らが否定し、「國家が教法を認めたから、聞信することができる」という卑屈な信仰態度を証明し続けることになるといえる。

宗憲改正が行われた1981年、大師号の使用をやめ、「大師堂」という名称が「御影堂」に戻された。2001年には授与物の「見真大師」名称の使用が取りやめられている。御遠忌を迎えるに当たつて、今「見真額」をおろせない理由がどこにあるだろうか。

②「見真額」に関する問題点は多岐に渡るが、(前述した観点から)最も私たちが憂慮しなければならない事は何か。それは、「見真額」を「本廟護持にかける悲願成就の象徴」や「宗門存続ために辛苦された」、「苦渋の選択」などといった言葉で飾ることではないだろうか。そして、「ここに「見真額」問題と靖国問題の共通する装置をみいだすことができる。

明治政府の真宗教団に対する、ひいては国家の宗教に対する「取り込み工作の象徴」ともいえる「見真額」が、「悲願成就の象徴」云々と変換されて語られるとき、私たちは暗黙知の領域で宗祖すら英靈化し、真宗を超えた「国家」という別なる宗教の中に真宗を埋没させようとしているのではないだろうか。

その装置は、逆の立場すら、即ち近世の「大師号」をめぐる本願寺贈賄事件にはじまり、近代に入つてから両堂再建のために「大師号」を利用したこと等、教団から国家への「すり寄り工作」という負の事実なら、教団のために「仕方のないこと・必要だったこと」と安易に肯定させてしまう。「ここに真宗門徒の「慚愧」の姿を見いだせるであろうか。私たち真宗門徒は、「見真額」問題を問い合わせねばならない。